

尼崎市障害者計画（第3期）

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（平成29年度）

| 重点課題 | 1 | 必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり | 基本施策 | 1 | 保健・医療 | 施策目標 | 方向 | 基準値 | 目標値 (H32) | 実績値 | | | | | | 達成率 |
|-------|---|---|------|---|-------|---------------------|----|-----|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| | | | | | | | | | | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | |
| 関係所属名 | | 障害福祉政策担当（障害福祉課、北部・南部保健福祉センター障害者支援課）、福祉医療課、健康増進課、疾病対策課、北部・南部保健福祉センター地域保健課、保健企画課、健康支援推進担当 | | | | 退院促進・地域移行支援に関する相談回数 | | 回 | 720 | 80 | 122 | 167 | 172 | ** | ** | 23.9% |
| | | | | | | | | | | 36 | 52 | 77 | 90 | ** | ** | 37.5% |

施策の方向性 (1) 医療、リハビリテーション

1 施策の進捗状況 (Plan・Do)

| 取組項目 | 活動概要 |
|--------------|--|
| 公的医療費助成制度の実施 | ・障害のある人やその家庭の医療費における経済的負担や精神的負担を軽減し、安心して暮らしていけるよう、公的医療費（自立支援医療、障害者（児）医療）の助成事業を実施している。障害のある人の高齢化等に伴い、医療費の助成件数は依然として多い傾向にある。 |
| 地域の医療体制等の充実 | ・市内の各医療機関との連絡調整等の事務処理を行うことにより、本市が実施する保健関係等事業の円滑な運営の確保を図っている。 |
| リハビリテーションの充実 | ・障害の状況に応じた効果的な治療・訓練ができるよう、身体障害者福祉センターにおいて「機能訓練」と「リハビリ学級」を開催しており、平成29年度は557回開催し、1,844人の利用となっている。開催に当たっては、利用状況やアンケートによる利用ニーズ等を考慮した上で内容等を設定しており、平成29年度は音楽療養機器（カラオケ機材）を利用した「カラオケ元気体操」を追加するほか、従来の個別的なリハビリに加え、集団・グループでの企画を充実させ、体力測定会やリフトバスでの外出訓練を実施している。 |

2 施策の評価 (Check)

| 状況 | 内部評価 | | 外部評価 | |
|------|------|---|---------|--|
| | 状況 | 内容 | 状況 | 内容 |
| 概ね順調 | | <p>・自立支援医療費については、特に更生医療（人工透析等）の助成件数が増加している。引き続き、国の法制度に基づいて適正な給付事務に取り組んでいく。</p> <p>・障害者（児）医療費の助成については、県制度に基づいて実施しているが、対象者の範囲や所得制限等については、市単独事業として拡充（ ）を図ってきており、障害のある人の健康維持等に寄与している（身体障害者3級・知的障害中度・精神障害者2級の者を対象、18歳未満の入院負担金無料、本人のみ所得制限あり）。今後も当該事業を安定的に継続させる必要がある。</p> <p>・県立尼崎総合医療センターの開院時から、救急医療体制のあり方等について検討調整を行ってきた。引き続き、障害のある人の院内での対応等について、可能な限り配慮をいただけるよう協議を続けていく必要がある。また、精神科救急全体等の課題については、引き続き、兵庫県等と協議を続けていく必要がある。</p> <p>・リハビリテーションの充実に当たっては、身体障害者福祉センターで様々なプログラムを工夫しているが、利用者数は年々減少傾向にあるため、引き続き、利用ニーズ等の把握を行い、増加に向けた取組を進めていく必要がある。また、今後は、より専門的なリハビリテーションを提供できるような体制整備も必要である。</p> | やや遅れている | <p>・障害のある人にとって、良質な医療やリハビリテーションを受けることは、安定した生活を維持するために必要不可欠である。それらの利用を促進する上で、医療費の負担軽減は大きな意味を持っており、市の独自事業による拡充は大きく評価できる。今後、利用者が増加しても制度が維持できるよう、整合性や公平性等の観点も考慮しながら検討していく必要がある。</p> <p>・県立尼崎総合医療センターの精神科については、他の診療科目と連携して急患が受け入れられるようになったことや、その対応等については評価できる。しかし、精神障害のある人の更なる受入れや医療機関におけるソーシャルワーカー・院内ボランティアの増員、当事者団体等の定期的な協議の確保等、市として強い支援を求め、協議を続けていく必要がある。</p> <p>・リハビリテーションについては、身体障害者福祉センターにおける既存のプログラムの充実等に加えて、一般の医療機関で支援を受ける事が難しい障害のある人に対して、当該センターで気軽に相談ができ、他の医療機関を紹介するなど支援体制の充実について検討するとともに、阪神間にはリハビリセンターが無いという状況のため、引き続き、県へ強く要望していく必要がある。また、リハビリテーションは、精神障害のある人の治療に有効であるにもかかわらず、支援者の知識不足や医療機関からの周知不足等から社会資源として活用されていないため、情報発信等について検討していく必要がある。</p> |

3 今後の取組方向 (Act)

| 方向性 | 取組方向 |
|-----|---|
| 方向性 | 内容 |
| 継続 | <p>・医療費助成は障害のある人にとって必要不可欠な制度であるが、利用要件や申請方法など制度内容が複雑であるため、引き続き、対象者への分かりやすい説明に努めるとともに、広報誌やホームページを活用し、一層の制度周知を図っていく。また、今後も現行制度を継続的かつ安定的に実施していくよう努める。</p> <p>・県立尼崎総合医療センターとの協議等については、当事者団体からの要望事項等も勘案し、引き続き、本市の意見等を伝えていく。</p> <p>・リハビリテーションの充実に向け、身体障害者福祉センターの実施事業の利用ニーズを把握し、充実に努め、利用者数の増加につなげていく。また、より専門的なリハビリテーションの提供体制については、本市単独での整備は困難な状況であるため、引き続き、医療機関と連携を図っていくとともに、兵庫県では阪神間におけるリハビリ拠点の整備検討を行っており、設置について、本市の意見を伝えていく。</p> |

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（平成29年度）

| 重点課題 | 1 | 必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり | 基本施策 | 1 | 保健・医療 | 施策目標 | 方向 | 基準値 | 目標値 (H32) | 実績値 | | | | | | 達成率 |
|-------|---|---|------|---|-------|---------------------|----|-----|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-------|
| | | | | | | | | | | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | |
| 関係所属名 | 1 | 障害福祉政策担当（障害福祉課、北部・南部保健福祉センター障害者支援課）、福祉医療課、健康増進課、疾病対策課、北部・南部保健福祉センター地域保健課、保健企画課、健康支援推進担当 | 1 | 1 | 保健・医療 | 退院促進・地域移行支援に関する相談回数 | 回 | | 720 | 80 | 122 | 167 | 172 | ** | ** | 23.9% |
| | | | | | | | 人 | 240 | 36 | 52 | 77 | 90 | ** | ** | 37.5% | |

施策の方向性 (2) 精神保健に対する施策

1 施策の進捗状況 (Plan・Do)

| 取組項目 | 活動概要 |
|-------------|--|
| 医療・相談支援の充実 | ・精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療（精神通院）を利用する人が増加する中、そういった治療を必要とする人が、安心して在宅で生活を送れるよう、医師による精神保健相談の実施や、精神保健福祉相談員・保健師による相談・訪問を実施している。 |
| 理解・知識の普及等 | ・精神障害に関する正しい知識と認識を深められるよう、精神疾患や自殺対策についての講演会・研修会を実施するほか、家族教室を毎月開催して、家族の身体的・精神的負担の軽減を図っている。また、平成29年度は、自殺対策に係る計画を策定している。 |
| 精神科救急医療への対応 | ・兵庫県の精神科救急やスーパー救急等の利用で対応を図っており、精神科救急については、平成29年度は194件（相談のみを含む。）の利用となっている。また、身体合併症を持つ精神疾患患者の対応については、県立尼崎総合医療センターにおいて対応病床（8床）が整備されている。 |

| 活動指標名 | 方向 | 基準値 | 実績値 | | | | | | | | |
|-----------------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--|--|
| | | | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | |
| 1 退院促進・地域移行支援に関する相談回数 | 回 | H25 | 80 | 122 | 167 | 172 | ** | ** | ** | | |
| | 人 | H25 | 36 | 52 | 77 | 90 | ** | ** | ** | | |
| 活動状況 | 入院時に関わったケースや精神科病院等から対応依頼のあったケースを対象に退院支援として、カンファレンスへの参加や訪問看護、ホームヘルプ等の調整、グループホーム、アパートへの入居調整等の支援を行っている。 | | | | | | | | | | |

2 施策の評価 (Check)

| 状況 | 内部評価 | | 状況 | 外部評価 | |
|---------|--|--|---|---|--|
| | 内容 | 内容 | | 内容 | 内容 |
| やや遅れている | ・障害者総合支援法による地域移行支援・地域定着支援の実施（平成24年改正）や、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（平成26年改正）による医療保護入院の見直し等により、新規入院患者への早期退院支援や長期入院患者への退院促進（地域移行）に向けたニーズが高まっている。入院患者に対する状況の把握を行い、利用機関等の連携体制を構築する必要があることから、引き続き、患者の病院訪問（ニーズ調査）のほか、措置入院患者の退院後の支援にも取り組んでいく必要がある。 | ・自殺対策強化事業では、啓発やゲートキーパーへの研修会等を実施し、研修会履行者は増加しているが、依然若年層による自殺がみられる状況である。そのため、学校教育現場での取組を進める必要があり、教員対象の研修や高校生を対象に衛生教育を行っている。 | やや遅れている | ・地域移行・地域定着支援の相談は増加しており、その実効性を担保するために関係機関による連携体制の構築や役割の明確化が必要である。また、地域で暮らすための制度・場所等が整っていない現状を鑑みると、量的な増加のみならず、患者や家族のニーズに沿った対策の検討など、質的な充実も欠かせない。なお、支所の統廃合後も、相談体制の質を担保しつつ、アウトリーチや相談員・保健師による訪問相談の拡充に取り組む必要がある。 | ・自殺対策については、特に若年層への支援が急務となっている。思春期は精神疾患を発症しやすい時期であるため、疾患に対する正しい理解が不可欠であり、自ら相談できる力や周囲の支える力の育成が、自殺防止対策の一つになると考える。そのため、学校教育での取組について、早期に検討していくことが望まれる。また、啓発の機会として、当事者や家族によるピア活動の場の提供を検討していく必要がある。 |
| | ・精神科救急全体等の課題については、兵庫県等と協議を続けてきたが、平成30年度から兵庫県が事業を拡充し、初期救急対応を充実させる予定となっている。引き続き、救急事業の諸課題について協議していく必要がある。 | | ・県立尼崎総合医療センターにおいて、身体合併症を持つ精神疾患患者の対応が図られたことは評価できるが、精神科救急医療についても同センターで対応できるよう、引き続き、県へ要望していく必要がある。 | | |

3 今後の取組方向 (Act)

| 方向性 | 取組方向 |
|-----|--|
| 継続 | <p>・今後も新規入院患者の早期退院支援や長期入院患者の退院促進等の地域移行を促進するため、近隣の精神科病院に入院する任意入院等の患者の実態を把握するためのニーズ調査を行っている。医療機関や関係機関・事業所・行政間で連絡調整会議等を実施し、実際のケースに介入・支援を行いながら地域における連携体制の構築のあり方を検討していく。</p> <p>・若年層への支援として、思春期相談を実施し、学校との連携も図りながら、早期支援や治療に結びつけるとともに、課題を整理していく。また、自殺対策全般については、平成30年度からの自殺対策計画に基づき、各種施策を進めていく。</p> <p>・県立尼崎総合医療センターとの協議等については、当事者団体からの要望事項等も動かし、引き続き、本市の意見等を伝えていく。</p> |

施策の方向性 (3) 難病等に対する施策

1 施策の進捗状況 (Plan・Do)

| 取組項目 | 活動概要 |
|-------------|--|
| 医療・相談支援等の充実 | ・特定医療費（指定難病）受給者証の所持者が増加傾向にある中、難病患者の抱える不安等に対し、相談支援を実施し、安定した療養生活の確保と難病患者やその家族の生活の質の向上に取り組んでいる。 |
| 理解・知識の普及等 | ・指定難病受給者証所持者に対して、講演会や当事者電話相談に關しての通知を行ったほか、小児慢性特定疾病児童に対しては、ニュースレターの発行を行っている。 |
| | ・難病患者等の療養生活を支援するため、難病医療講演会や相談会、交流会を開催し、身体的・精神的負担の軽減を図っており、平成29年度は、「身近な防災」をテーマに、当事者や学生・行政が参画した防災関連フォーラムを開催している。 |

| 活動指標名 | 方向 | 基準値 | 実績値 | | | | | | | | |
|--------------------|------|---|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|--|
| | | | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | |
| 1 難病相談会・交流会活動の参加者数 | 人 | H25 | 258 | 310 | 354 | 376 | 330 | ** | ** | ** | |
| | 活動状況 | 疾病の理解を求める講演会だけでなく、防災や福祉など様々なテーマを取り入れるなど内容を工夫し、参加者の増加を図っている。今後も、相談会や交流会を通じて難病患者やその家族の不安の軽減を目指していく。 | | | | | | | | | |

2 施策の評価 (Check)

| 状況 | 内部評価 | | 状況 | 外部評価 | |
|------|--|--|--|--|--|
| | 内容 | 内容 | | 内容 | 内容 |
| 概ね順調 | ・難病患者やその家族の身体的・精神的負担軽減は必要であり、今後も関係団体と行政がそれぞれの役割を果たしながら、連携して取り組まなければならない重要な課題である。 | ・相談支援体制に関する情報提供については、引き続き、周知の強化を図る必要がある。 | 概ね順調 | ・相談会や交流会の開催等、相談支援の充実や啓発の取組は評価できるが、今後はそれらの結果や成果に対する評価を行うことで課題を抽出し、関係機関において解消に向けた協議を行うとともに、より効果的な周知方法についても検討していく必要がある。 | ・現在、難病当事者が実施する電話相談について、周知が十分に図られているか等の検証や事業の充実が重要である。また、今後設置される保健福祉センターにおいても、専門職や難病当事者による支援が受けられるよう体制の充実を図っていく必要がある。 |
| | ・「身近な防災」をテーマにした防災関連フォーラムについては、参加者からも好評を得ている。引き続き、多くの方に参加いただけるよう取り組んでいく必要がある。 | | ・難病相談会・交流会等において、企画立案や会場設営など、行政やボランティア等の参画を図る必要がある。 | | |

3 今後の取組方向 (Act)

| 方向性 | 取組方向 |
|-----|---|
| 継続 | <p>・今後も、難病当事者や関係機関による相談体制の充実や周知の強化を図るとともに、難病講演会においても、引き続き、患者や家族、その支援者に対して、各テーマに関する意識づけが図られるよう取り組んでいく。</p> |

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（平成29年度）

| 重点課題 | 1 | 必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり | 基本施策 | 1 | 保健・医療 | 施策目標 | 方向 | 基準値 | 目標値 (H32) | 実績値 | | | | | | 達成率 |
|-------|---|-------------------------------|------|-----|-------|---------------------|----|-----|--------------|-----|-----|-----|-----|----|----|-------|
| | H26 | | | H27 | | | | | | H28 | H29 | H30 | H31 | | | |
| 関係所属名 | 障害福祉政策担当（障害福祉課、北部・南部保健福祉センター障害者支援課）、福祉医療課、健康増進課、疾病対策課、北部・南部保健福祉センター地域保健課、保健企画課、健康支援推進担当 | | | | | 退院促進・地域移行支援に関する相談回数 | | 回 | 720 | 80 | 122 | 167 | 172 | ** | ** | 23.9% |
| | | | | | | | | 人 | 240 | 36 | 52 | 77 | 90 | ** | ** | 37.5% |

施策の方向性 (4) 障害の原因となる疾病の予防・支援等

1 施策の進捗状況 (Plan・Do)

| 取組項目 | 活動概要 |
|--------------|---|
| 早期発見・早期支援の推進 | ・乳幼児健診など各種子どもの発達相談事業を実施し、子どもの発達課題を早期発見し支援につなげ、子どもの健やかな成長発達を促している。また、発達障害等の支援について、関係者による連絡会を開催し、早期からの親の気づきにつなげるためのリーフレットを作成している。 |
| 健康づくりの推進 | ・ヘルスアップ尼崎戦略事業として、特定健康診査や生活習慣病予防健診を実施するとともに、その結果に基づく保健指導を行うことで、糖尿病などの生活習慣病の発症や重症化の予防に取り組んでいる。 |

| 活動指標名 | 方向 | 基準値 | 実績値 | | | | | | | |
|---------------|---|------------|------|------|------|------|-----|-----|-----|--|
| | | | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | |
| 1 乳幼児健康診査の受診率 | | H25 96.7 % | 95.5 | 97.2 | 95.8 | 97.2 | ** | ** | ** | |
| 活動状況 | 乳幼児健康診査の受診率の向上に向けて受診勧奨を継続するとともに、未受診の乳幼児については状況確認を行い、状況に応じた指導や支援を行っている。 | | | | | | | | | |
| 活動指標名 | 方向 | 基準値 | 実績値 | | | | | | | |
| 2 特定健康診査の受診率 | | H25 37.1 % | 39.5 | 40.1 | 38.5 | 38.6 | ** | ** | ** | |
| 活動状況 | 様々な受診率向上対策を実施した結果により、特定健診の受診率は概ね40%で維持できているが、さらに受診率を向上させるため、健診受診歴のほか受診会場や受診時期に着目したより一層細かい受診率向上対策に取り組んでいる。 | | | | | | | | | |
| 活動指標名 | 方向 | 基準値 | 実績値 | | | | | | | |
| 3 特定保健指導の実施率 | | H25 46.2 % | 46.8 | 47.7 | 50.2 | 積算中 | ** | ** | ** | |
| 活動状況 | 対象者への利用勧奨を行うなどの対策を講じ、特定保健指導の実施率は維持されている。 | | | | | | | | | |

2 施策の評価 (Check)

| 状況 | 内部評価 | | 外部評価 | |
|------|------|--|------|--|
| | 状況 | 内容 | 状況 | 内容 |
| 概ね順調 | | <p>・子どもの発達課題については、必要時に療育の専門機関等へ繋げていけるよう、支援機関を対象にした研修・連絡会を実施して共通認識を図るなど、継続的な取組が必要である。</p> <p>・受診率向上対策では、健診受診行動を分析した上で、継続受診者層（S層）・受けたりやめたり層（E層）・新規特定健診対象者層（P1層）・未受診者層（P2層）の4つのセグメントに分けて特性に応じた受診勧奨を実施したことにより、より効果的・効率的な対策を行うことが可能になった。しかしながら、健康寿命のさらなる延伸に向けて、まずは、潜在的な重症者を掘り起こすためにも、健診受診率のさらなる向上と、特定保健指導の実施率のさらなる向上が重要である。</p> | 概ね順調 | <p>・自閉症スペクトラムを含め発達にサポートが必要な児童に対しては、早期発見、早期療育を実施することが必要であるが、情報不足により支援に至らないケースが多く、また、親の理解やサポートの仕方の知識不足により、虐待に繋がるケースや児童の権利を奪う事例も存在する。こういったケースを未然に防ぐためにも、他市での取組を参考にして、5歳児健診の実施や支援者に対する障害についての正しい知識の普及に取り組む等、今後の対応が必要である。</p> <p>・特定健康診査の受診率等については、他市との比較など分析を行い、その結果を反映させる仕組みを構築することで、全体としての質的向上を図ることも検討していく必要がある。</p> <p>・健康寿命を延ばすには、運動・食事・ストレス対策が大事な柱であり、良い生活習慣を身につけることが大切である。行政も積極的に生活習慣病の改善に向けて保健指導を行っているが、行政による指導だけでなく、対象者の体験談等を聴く機会を設けることも効果的と考えるため、検討していく必要がある。</p> |

3 今後の取組方向 (Act)

| 方向性 | 取組方向 | |
|-----|------|--|
| | 方向性 | 内容 |
| 継続 | | <p>・就学前後にかかる発達障害等の早期発見・支援については、引き続き、各種相談事業や関係機関による連絡会等を開催するとともに、専門機関との協力・連携に努めていく。また、尼崎市医師会や庁内関係局（こども青少年局、教育委員会）とともに、今後の対応に向けて検討を進めていく。</p> <p>・今後も各種分析結果に基づき、様々な受診率向上対策、生活習慣病の発症、重症化予防対策、認知症の発症予防や進行遅延など、市民が自ら生活習慣の改善や、社会資源を選択できる環境を整備していくための事業を実施していく。平成30年度からは、尼崎市健康増進計画（尼崎市国民健康保険特定健康診査等第3期実施計画・保健事業実施計画（データヘルス計画）第2期）で定めた各種指標の達成を目指すことで、市民の健康寿命の延伸、医療費適正化を推進していく。</p> |

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（平成29年度）

| 重点課題 | 1 | 必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり | 基本施策 | 2 | 福祉サービス、相談支援 | 施策目標 | 方向 | 基準値 | 目標値 (H32) | 実績値 | | | | | | 達成率 | |
|-------|---|-------------------------------|------|---|-------------|-----------------|----|-----|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
| | | | | | | | | | | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | | |
| 関係所属名 | 障害福祉政策担当（障害福祉課、北部・南部保健福祉センター障害者支援課）、疾病対策課 | | | | | 基幹型の総合相談窓口機能の設置 | | H25 | か所 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | ** | ** | 100.0% |

施策の方向性 (1) 障害福祉サービス等

1 施策の進捗状況 (Plan・Do)

| 取組項目 | 活動概要 |
|------------------------|---|
| 訪問系サービスの充実 | ・障害のある人の在宅生活を支援していくため、訪問系サービスの居宅介護・重度訪問介護・同行援護を提供している。支給実績については、平成26年度の1,514人から平成29年度は1,645人と順調に増加している。 |
| 日中活動系サービスの充実 | ・障害のある人の地域での生活を支援していくため、日中活動系サービスを提供している。生活介護や就労継続支援（A・B型）の支給実績については、依然として増加傾向にあるが、就労移行支援については、やや減少傾向にある。また、自立訓練（機能訓練・生活訓練）については、対象者が少ないことや利用期間が限定されていることから、各年度の支給実績には動きがある。 |
| 福祉用具の利用支援等 | ・障害のある人の身体機能の代替・補完や日常生活の利便性の向上を図るため、福祉用具（補装具・日常生活用具）の給付等を行っており、給付件数は概ね増加傾向にある。特に、日常生活用具における排泄管理支援用具（ストマ等）の給付件数が多くなっている。なお、情報・意思疎通支援用具については、平成29年度から「地上デジタル対応ラジオ」を給付品目に追加しており、大幅に給付件数が伸びている。 |
| その他の日常生活を支援する福祉サービスの充実 | ・家族の病氣・急用等により一時的な預かりが必要となった場合に、日中活動の場や介護を行う日中一時支援事業を実施している。市内の事業所数が少なく利用実績も低い状況であるため、平成29年6月から事業所の指定基準の緩和や送迎に係る加算を創設するなど、利用の拡大に向けて取り組んでいる。その他、重度障害のある人への訪問入浴サービスなど各種福祉サービスを実施するとともに、障害者年金や各種手当の給付等について、市のホームページや「福祉の手引き」を活用し、情報の提供に取り組んでいる。 |
| サービスの質の向上等 | ・適切かつ良質な障害福祉サービス等を提供するため、平成26年度に「尼崎市障害福祉サービス等支給決定基準（ガイドライン）」を策定し、利用者意見交換会や事業所説明会を実施して周知を図るとともに、給付担当職員を増員して、平成27年度からガイドラインの運用を開始している。基準に即した支給決定やシステムを使った請求審査を行うとともに、基準を超える支給量を決定する際は、医療や福祉の学識経験者等で構成する審査会を開催して意見を伺うなどし、利用者の心身の状況等に応じた適正なサービス提供に向けて取り組んでいる。 ・移動支援事業については、制度本来の適正なサービス提供による給付の適正化や継続的かつ安定的な事業運営ができるよう、平成29年10月から「尼崎市移動支援事業支給決定基準（ガイドライン）」や新たな報酬区分（単価）の運用を開始している。また、ガイドラインの内容や運用状況等を協議・検討するため、平成29年度は自立支援協議会（ガイドライン検討部会）を4回開催している。 |

2 施策の評価 (Check)

| 内部評価 | | 外部評価 | |
|------|--|-------|--|
| 状況 | 内容 | 状況 | 内容 |
| 概ね順調 | <p>・訪問系・日中活動系サービスについては、市域におけるサービス提供基盤の整備も進んでおり、支給実績も概ね増加傾向にあることから、利用希望者に対して一定のサービスが提供されている。しかし、本市では依然として行動援護等の利用実績が無いことが課題となっており、適切なサービス提供に向けて取り組んでいく必要がある。</p> <p>・福祉用具の給付については、毎年増加傾向にあり、ニーズの高い事業といえる。平成29年度から新たに追加した「地上デジタル対応ラジオ」を対象者に給付するほか、今後も高まるニーズに即した給付品目となるよう、引き続き、定期的な検証に取り組む必要がある。</p> <p>・日中一時支援事業については、放課後や日中活動系サービス利用後の時間帯の見守り支援を求める声も多いため、事業所の指定基準の緩和や送迎に係る加算を創設し、利用促進を図っているが、新たな指定事業所数が増えているため、引き続き、指定基準の対象となる市内事業所への周知や協議等を行っていく必要がある。</p> <p>・障害福祉サービスの給付については、ガイドラインの趣旨や内容が十分に理解されていない事例もあることから、引き続き、利用者や事業者に対して周知を図り、適正なサービス提供に繋げていく必要がある。また、サービス支給件数の増加や度重なる制度変更等に伴い、誤った請求の件数も増加しているため、その対応が課題となっている。</p> <p>・移動支援事業については、ガイドラインを安定的に運用していくため、利用者や事業者への周知を図る必要がある。また、当該事業の運用の見直しにより、利用者へのサービス低下等が発生しないよう十分配慮するとともに、引き続き、利用実態に応じた適切なサービスが提供されるよう取り組む必要がある。</p> | 遅れている | <p>・障害福祉サービス等は、全国的に統一的な運用ができていない。特に、介護保険の対象となった65歳以上の高齢障害者や同行援護の利用者については、尼崎市において国や県の見解と異なる事例があるため、運用方法の再検討と確認を行う必要がある。</p> <p>・日中活動系サービスは、自立訓練と生活介護がほぼ同水準で、就労系サービスの支給実績が大きく増加している。今後は、支援の方法やニーズの高さ、サービスの質等を調査・分析し、適切なサービス提供の確保が行われているかを検証する必要がある。</p> <p>・日中一時支援事業は、学校卒業後の受け入れ先を含む一時的な見守り場所の確保や障害のある人の家族支援、虐待防止等の観点から需要が大きいと考えられるが、事業者の参入が十分ではない。今後は、自立支援協議会等での協議を通じて、新たな加算の創設等による利用拡大について検討する必要がある。</p> <p>・障害のある人の家族の中には、長年の見守りによって疲弊している人や社会とのつながりが無い環境で生活している人もいるため、家族支援の充実を図っていく必要がある。</p> <p>・障害福祉に関する市のホームページにおいては、他のサービスと同様に社会資源としてのサービス事業所や委託相談支援事業者を掲載する必要がある。特に、委託相談支援事業者についてはリンクを貼るなど広く紹介すべきである。</p> <p>・事業者の一部は、サービス提供にあたり、障害への理解が不足している。今後は、適切なサービス提供が行われるよう、事業者に対し、研修等を実施する必要がある。</p> <p>・ガイドラインは、利用者や事業者に対する説明会等を実施してきたが、理解が進んでいない。今後は、支給決定にあたり、担当職員に対しても作成経緯や内容を十分に理解させていくとともに、利用者の事情等を十分に傾聴し、丁寧な制度説明に努める必要がある。</p> |

3 今後の取組方向 (Act)

| 取組方向 | |
|------|---|
| 方向性 | 内容 |
| 継続 | <p>・障害福祉サービスや移動支援事業などサービスの給付については、「基幹相談支援センター」が中心となってガイドラインの周知を図るとともに、確実に運用していくことで、基準に即した支給決定や適正なサービス提供がなされるよう取り組んでいく。</p> <p>・福祉用具については、引き続き、新たな給付品目である「地上デジタル対応ラジオ」が対象者に給付されるよう、視覚障害のある人の当事者団体を通じて周知を図っていくとともに、今後も利用ニーズに合った給付品目となるよう、近隣市と情報を共有するなど検証を行っていく。</p> <p>・日中一時支援事業の利用拡大に向けては、引き続き、指定基準の緩和により対象となる日中活動系サービス事業所への周知や協議等を行い、早期の参入を促していく。</p> <p>・利用者への適正なサービス提供の確保については、引き続き、事業所説明会や事業所への実地指導を通じて、サービスの質の向上や確保に取り組むとともに、請求審査システムを活用して重複チェック等を行うなどし、増大する請求事務への対応に努めていく。</p> <p>・移動支援事業については、引き続き、運用見直しによる影響や効果を検証し、自立支援協議会において評価等を行っていく。また、重度の知的・精神障害のある利用者を、専門のヘルパーが支援する「行動援護」へ移行させていくなど、適切なサービスの提供に向けても取り組んでいく。</p> |

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（平成29年度）

| 重点課題 | 1 | 必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり | 基本施策 | 2 | 福祉サービス、相談支援 | 施策目標 | 方向 | 基準値 | 目標値 (H32) | 実績値 | | | | | | 達成率 | |
|-------|---|-------------------------------|------|---|-------------|-----------------|----|-----|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
| | | | | | | | | | | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | | |
| 関係所属名 | 障害福祉政策担当（障害福祉課、北部・南部保健福祉センター障害者支援課）、疾病対策課 | | | | | 基幹型の総合相談窓口機能の設置 | | H25 | か所 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | ** | ** | 100.0% |

施策の方向性 (2) 相談支援体制

1 施策の進捗状況 (Plan・Do)

| 取組項目 | 活動概要 |
|--------------|---|
| 地域での相談支援等の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 地域の相談支援等の充実に向けては、平成29年度から「基幹相談支援センター等機能強化事業」を実施し、一部の業務を委託することで、相談支援体制の強化を図ることに加え、夜間・休日の緊急相談に係る電話受付業務を民間会社に委託することで、平成30年1月に開設した保健福祉センターを地域の相談支援体制の中核を担う「基幹相談支援センター」として位置付けている。 委託相談支援事業所（7事業所）の延べ相談回数は、支援を必要とする人の増加や諸制度の周知・普及等に伴い、平成29年度は20,313回と依然として増加傾向にある。また、委託相談支援事業所における支援力の向上を図るため、「あまがさき相談支援連絡会」を定期的に開催して、事業所間の連携強化を図るとともに、「基幹相談支援センター」に配置した相談支援専門員が事例検討や研修等を企画・立案することで、相談員のスキルアップを図っている。 障害当事者をはじめ地域の様々な関係者で構成する自立支援協議会を設置し、「くらし」「しごと」「こども」「ガイドライン」をテーマにした4つの部会等を定期的に開催することで、障害のある人に関する社会資源の情報やその支援体制に係る課題等の共有を図っている。 |
| 専門相談機関との連携 | <ul style="list-style-type: none"> 障害のある人に対する相談支援については、必要に応じて、県の専門相談機関と連携を図りながら対応している。発達障害者支援センター（芦屋ランチ）と本市の委託相談支援事業所における相談者数は、近年ほぼ横ばいの人数で推移しており、平成29年度は222人となっている。 |
| ケアマネジメントの提供 | <ul style="list-style-type: none"> 全ての支給決定者・児に対して「サービス等利用計画」や「障害児支援利用計画」を作成していくため、平成27年度から「障害福祉サービス等ガイドライン」を運用するとともに、「基幹相談支援センター」の相談支援専門員や委託相談支援事業所が中心となって、相談支援事業所の担当者や障害種別ごとの「グループ勉強会」、新設の事業所や経験の浅い相談支援専門員を対象とした「書き方教室」を定期的に開催するほか、個別の相談対応も行うことで、相談支援事業所の人材育成や連携強化に取り組んでいる。その結果、利用計画の作成達成率は、平成28年度末の22.3%から平成29年度末では42.1%（全支給決定者・児5,214人に対して2,197人を作成）と大幅に増加している。 |
| 相談員活動の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 障害のある人に対する更生支援に対して、熱意と見識を持つ人を相談員に委嘱し、ピアカウンセリングや公的機関と結ぶ役割等を担っていただくことで、市内居住の障害のある人への相談支援や指導等に取り組んでいる。なお、平成29年度における相談件数は、延べ765件となっている。 |

2 施策の評価 (Check)

| 状況 | 内部評価 | | 外部評価 | |
|---------|------|--|-------|--|
| | 状況 | 内容 | 状況 | 内容 |
| やや遅れている | | <ul style="list-style-type: none"> 委託相談支援事業所における相談回数は年々増加傾向にあり、また、相談窓口の市民への認知も一定進んでいることから、今後も相談支援のニーズは高まっていくことが見込まれる。 相談回数の増加に伴い、その内容も複雑化かつ専門化していることから、委託相談支援事業所については、障害福祉サービス以外の制度等も含めた知識の向上が必要となっている。平成29年度からは「基幹相談支援センター」の相談支援専門員も参画して研修等を実施するなど、事業所への支援に努めているが、各事業所においては業務繁忙や退職等もあり、相談員の人材確保やスキルアップが課題となっている。 本市の相談支援体制の中心的役割を担う委託相談支援事業所が自立支援協議会の事務局を担うことで、部会等での協議を通じて関係機関とのネットワークの強化が図れている。 引き続き、県の専門相談機関等と連携していくとともに、特にこれまで多くの発達相談を行ってきた芦屋ランチについては、平成27年度から市町村を支援する本来の二次的機関へと機能転換が図られたため、より一層の連携を図っていく必要がある。 利用計画の作成達成率は増加しているが、本来、全支給決定者・児への作成が必須であるため、引き続き、「基幹相談支援センター」や委託相談支援事業所が中心となり、達成率の更なる増加に取り組む必要がある。 相談員の支援活動は、障害のある人と市など公的機関をつなぐパイプ役としても必要不可欠であるため、相談員と行政の連携を一層深めていく必要がある。 | 遅れている | <ul style="list-style-type: none"> 委託相談支援事業所は、増加する相談件数の対応に加え、計画相談支援も実施していかなければならない。また、地域の社会資源や関係機関によるネットワーク等を活かし、様々な相談に対応していくことが求められている。今後は、委託相談支援事業所の周知など相談窓口の明確化に取り組むとともに、運用体制の見直しや相談員のスキルアップ等によって安定したマンパワーの確保を図る必要がある。 相談内容の複雑化や専門化に対応するため、委託相談支援事業所には後方支援や二次的機関としてスーパーバイズを行う機能が不可欠である。また、中途障害児やその保護者等への支援として、医療や福祉部門の連携によるきめ細やかな相談体制を整備することが求められている。今後は、基幹相談支援センターを活用し、相談事業の質の向上を図る必要がある。 サービス等利用計画の作成率は低い状況が続いている。今後は、委託相談支援事業所の増設や増員を始め、相談支援事業所のネットワーク強化、相談支援専門員の増員、研修会の開催等の施策を検討して早急に体制を整備し、行政と相談支援事業所が相互理解と連携を深め、障害のある人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、計画を作成する必要がある。 相談員活動は、日常生活上の悩みの傾聴から専門的な知識を要する対応まで多岐に亘っているが、各相談員のスキルにばらつきがあり、支援に必要な情報も不足している。今後は、安定的に事業を実施するため、定期的に研修会を開催し、行政から相談員に対して積極的な情報発信を行うとともに、現行の体制や実施手法について点検・評価していく必要がある。 |

3 今後の取組方向 (Act)

| 方向性 | 内容 |
|-----|--|
| 重点化 | <ul style="list-style-type: none"> 今後も増加が見込まれる相談等への対応や利用計画の作成の促進に向けて、委託相談支援事業所の体制強化等について検討を進めていく。 委託相談支援事業所の知識や支援力の向上については、引き続き、「基幹相談支援センター」の相談支援専門員等も参画し、定期的に連絡会や意見交換会を開催することで、本市の相談支援体制のあり方や方向性等の共有を図り、一層の連携強化に取り組んでいく。また、より効果的な研修会等を企画・実施していくことで、相談員のスキルアップ等に繋げていく。 委託相談支援事業所が中心となり、自立支援協議会を定期的に開催・運営していくことで、障害当事者や地域の関係機関による協議の場を継続するとともに、各部会の活性化等についても検討していく。 利用計画の作成促進に向けては、相談支援事業所の人材育成や連携強化など、「基幹相談支援センター」が担うべき機能や業務が円滑かつ効果的に進むよう、引き続き、委託法人とも連携を密に図りながら、事業所向けの研修会や連絡会等を定期的に開催していく。また、質の高い計画相談支援や作成達成率の一層の向上を図っていくためには、その中心を担う委託相談支援事業所の体制整備や連携・協力が不可欠であるため、今後の進め方や方向性等について、各事業所と協議を重ねていく。 相談員の資質向上や行政との連携を深めていくため、新たな制度の周知や情報提供に取り組むとともに、定期的な研修会等の実施に努める。 |

| 活動指標名 | 方向 | 基準値 | 実績値 | | | | | | | | |
|-----------------------|--|--------------|--------|--------|--------|--------|-----|-----|-----|----|--|
| | | | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | |
| 1 委託相談支援事業所における延べ相談回数 | | H25 14,302 回 | 17,581 | 17,826 | 19,020 | 20,313 | ** | ** | ** | ** | |
| 活動状況 | 障害福祉に係る諸制度の周知・普及によって、潜在していた相談支援ニーズが顕在化していることや支援を必要とする人が増加したこと等に伴い、相談件数は増加している。 | | | | | | | | | | |
| 2 基幹型の総合相談窓口機能の設置 | | H25 1 か所 | 0 | 0 | 0 | 2 | ** | ** | ** | ** | |
| 活動状況 | 地域の相談支援体制の充実と重層化に向けて、平成30年1月から市域の南北に「基幹相談支援センター（保健福祉センター）」を設置している。 | | | | | | | | | | |

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（平成29年度）

| 重点課題 | 2 | 生きがいを持って、自分らしく暮らすことができる環境づくり | 基本施策 | 3 | 療育・教育 | 施策目標 | 方向 | 基準値 | 目標値 (H32) | 実績値 | | | | | | 達成率 |
|-------|---|------------------------------|------|-----|-------|--------------------|----|-----|--------------|-----|-----|-----|-------|----|----|--------|
| | H26 | | | H27 | | | | | | H28 | H29 | H30 | H31 | | | |
| 関係所属名 | 障害福祉政策担当（障害福祉課、北部・南部保健福祉センター障害者支援課）、健康増進課、保健センター、保育課（保育指導担当）、児童課、生徒指導担当、教育相談・特別支援担当、学務課、学校教育課、教職員の学び支援課 | | | | | 「あまっこファイル」説明会の開催回数 | | 回 | 6 | 1 | 14 | 13 | 7 | ** | ** | 117.0% |
| | H25 | 人 | 60 | 10 | 68 | | | | 47 | 21 | ** | ** | 35.0% | | | |

施策の方向性 (1) 療育

1 施策の進捗状況 (Plan・Do)

| 取組項目 | 活動概要 |
|---------|--|
| 療育支援の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子どもが身近な地域で適切な支援が受けられるよう、児童発達支援（医療型を含む。）を提供している。利用実績は増加しており、利用者数も平成26年度の252人から平成29年度は356人となっている。 ・市立の児童発達支援センター（あこや学園・たじかの園）で実施する保育所等訪問支援については、訪問先への説明会や各種広報を行っているが、平成29年度の利用回数は129回とほぼ横ばいの状況となっている。さらに、保護者や関係機関へ専門的な療育指導を行うため、障害児等療育支援事業を委託している。 ・尼崎市自立支援協議会において、「あまっこファイル」の書き方や活用方法についての説明会を開催するとともに、市報を活用した広報や参加者等による周知を図っている。なお、平成29年度は7回開催して、参加者数は21人となっている。 |
| 保育の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害児保育など多様な保育ニーズに対する保育サービスを提供できるよう、法人保育園等への補助を行っている。また、平成29年度は、公私立保育所の連絡会を5回、職員に対する専門研修を19回、職場内研修を46回、計65回開催し、保育の質や職員の資質向上を図っている。 ・家庭での子育ての支援を図るため、臨床心理士による子どもの成長や発達に関する講演会を各園で実施するとともに、特別な支援を要する幼児を受け入れる特設学級設置園を6園から9園に拡大して教員を配置するなど、個々の発達に応じた学びの環境を整えている。 |
| 放課後の支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子どもに放課後の居場所を提供し、生活能力の向上のために必要な訓練等を行うため、放課後等デイサービスを提供している。利用実績は大幅に増加しており、利用者数も平成27年度の461人から平成29年度は691人となっている。 ・保護者が昼間、労働等による不在のため、家庭において保護を受けることができない留守家庭児童に対し、児童ホームにおいて安全な生活の場を提供するとともに、集団生活の中での遊びを通して生活指導、余暇指導を行っている。平成30年度の入所に向けて、待機児童の状況が厳しく、将来的に利用希望者が多いと推計される校区について、公設児童ホームの施設整備を行っている。また、民間児童ホームは新たに増設されたものもあり、昨年度と比べ定員を23人増加している。 |

2 施策の評価 (Check)

| 状況 | 内部評価 | | 外部評価 | |
|------|------|---|------|---|
| | 状況 | 内容 | 状況 | 内容 |
| 概ね順調 | | <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援や放課後等デイサービスについては、市域におけるサービス提供基盤の整備も進んでおり、支給実績も増加傾向にあることから、障害のある児童の地域生活の支援に寄与している。特に、放課後等デイサービスは大幅な伸びを示しており、利用ニーズが高いことが伺えるが、サービスの質の担保が課題となっている。 ・保育所等訪問支援については、市立施設における利用実績がほぼ横ばいの状況にある。引き続き、安定的かつ効果的な事業実施に向けて、保護者や訪問先の支援ニーズの把握等に取り組む必要がある。 ・「あまっこファイル」の利用促進に向けては、自立支援協議会関係者の支援等によって、平成27年度から定期的に説明会を開催することができており、療育関係機関等への周知も一定図られてきている。 ・障害のある子どもの集団生活への適応を支援するため、引き続き、効果的な事業実施に向けて、保護者や訪問先の支援ニーズの把握等に取り組むことが課題となっている。 ・公立保育所長6名、法人保育園長6名で構成する連絡会を開催し、保育の質の向上について協議し取り組んでいる。また、専門研修については、法人保育園や小規模保育事業所、認定こども園からの参加も増加しており、尼崎市内にある保育施設全体の保育の質の向上につながっていると考えている。また、公立保育所では職場内研修での障害児保育の取組回数が増加している。 ・児童ホームの待機児童対策については、「尼崎市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、民間児童ホームの活用とともに、校舎活用や施設整備による公設児童ホームの定員増に取り組む必要がある。 | 概ね順調 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援については、全体的に利用者数が増加するなど順調に推移しており、評価できる。 ・1歳半や3歳健診において、発達に気がかりのある幼児が継続して相談や療育等を受けることができ、就学等に向けてそれらの情報をつなげていけるような取組が求められている。「あまっこファイル」が、保健・福祉・教育・就労など様々なライフステージをつなぐツールとして活用されるよう、関係機関への周知や一層の連携を図っていく必要がある。 ・療育支援の充実にあたっては、教育分野と一体的に取り組んでいくことが重要である。保育における連携協議会の実施とその実効性が確保できていることは意義があるが、幼保一元化も進められている中、保育のみならず、教育分野も含めた連絡会等を実施していくことや、障害児保育の研修会の対象者を拡大して、幼稚園教諭や放課後等デイサービス事業所の職員等も参画できるよう検討していく必要がある。 ・障害児保育については、公立・私立にかかわらず、どの保育所・園でも受け入れができるような体制の整備を検討していく必要がある。また、保育所や幼稚園など就学前の施設（特に私立施設）において、気がかりな子どもたちについての相談等ができる取組を早急に構築していく必要がある。 ・放課後等デイサービスが充実していることは一定評価できるが、急激に増える事業所について、適切な療育支援が行われているのか、適正なサービス量を支給決定しているのかを検証していく必要がある。また、保護者においては、放課後等の居場所という意味合いに加えて、より専門的な療育支援へのニーズが高まっていることから、「たじかの園」で実施している個別療育等の充実も含め、療育支援の充実を図っていく必要がある。 |

3 今後の取組方向 (Act)

| 方向性 | 取組方向 | |
|-----|------|---|
| | 方向性 | 内容 |
| 継続 | | <ul style="list-style-type: none"> ・放課後等デイサービスについては、近年、急激に事業所数が増加しており、国においては支援の質の向上等を図る観点から、「放課後等デイサービスガイドライン」の遵守や自己評価結果の公表、事業所職員の経験者配置について見直しが行われている。これらの取組を踏まえるとともに、障害児通所支援事業所の指定権限が平成31年度に兵庫県から委譲されるため、実地調査等を通じて事業者のサービスの質の向上等に努めていく。 ・保育所等訪問支援については、教育機関とも連携を図りながら、引き続き、訪問実績を積み重ねる中で訪問先や保護者間での周知を図っていくとともに、支援ニーズの把握等を進め、安定的かつ効果的な実施手法や体制がとれるよう検討していく。また、障害児等療育支援事業についても、安定的な事業運営ができるよう、委託先と協議・検討を続けていく。 ・「あまっこファイル」の周知や利用促進に向けては、定期的に説明会を開催していき、引き続き、実施体制の整備等について自立支援協議会で検討していく。 ・法人保育園への補助金を継続して、特別保育事業の実施を促進することにより、多様化する保育ニーズに対応していく。 ・子ども・子育て支援新制度においても職員の質の向上が明記されていることから、今後も法人保育園はもとより、小規模保育事業所や認定こども園等従事者の質の向上も含めた支援体制の構築に努めるとともに、関係機関とも連携を図りながら、人材育成の体制づくりに取り組んでいく。 ・児童ホームの待機児童の解消を図るため、公設児童ホーム及び民間児童ホームの定員増に取り組んでいくとともに、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、条例で規定された放課後児童健全育成事業の設備及び運営基準を遵守することで、質の確保・向上等を図っていく。 |

| 活動指標名 | 方向 | 基準値 | | 実績値 | | | | | | | |
|----------------------|---|-----|-------|-----|-------|-------|-------|-------|----|----|----|
| | | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | | |
| 1 障害児保育研修の参加者数 | | H25 | 169 | 人 | 224 | 225 | 263 | 559 | ** | ** | ** |
| 活動状況 | 保育所職員専門研修、障害児保育部会事例検討会や拡大研修、保育所職場別研修等において、障害児保育研修を実施している。 | | | | | | | | | | |
| 活動指標名 | 方向 | 基準値 | | 実績値 | | | | | | | |
| 2 障害児等療育支援事業における相談件数 | | H25 | 2,583 | 件 | 2,604 | 2,311 | 2,374 | 2,237 | ** | ** | ** |
| 活動状況 | 相談件数のうち、特に「在宅支援外来療育等支援事業」の件数が減少しており、平成29年度は全体で2,237件となっている。 | | | | | | | | | | |
| 活動指標名 | 方向 | 基準値 | | 実績値 | | | | | | | |
| 3 「あまっこファイル」説明会の開催回数 | | H25 | - | 回 | 1 | 14 | 13 | 7 | ** | ** | ** |
| 活動状況 | 「あまっこファイル」の説明会については、市民全般を対象とする開催に加えて、療育施設等からの個別の依頼にも対応してきており、平成29年度は7回開催し、参加者数は21人（書き方教室2回・7人、相談会5回・14人）となっている。 | | | | | | | | | | |

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（平成29年度）

| 重点課題 | 2 | 生きがいを持って、自分らしく暮らすことができる環境づくり | 基本施策 | 3 | 療育・教育 | 施策目標 | 方向 | 基準値 | 目標値 (H32) | 実績値 | | | | | | 達成率 |
|-------|---|------------------------------|------|-----|-------|--------------------|----|-----|--------------|-----|-----|-----|-----|----|----|--------|
| | H26 | | | H27 | | | | | | H28 | H29 | H30 | H31 | | | |
| 関係所属名 | 障害福祉政策担当（障害福祉課、北部・南部保健福祉センター障害者支援課）、健康増進課、保健センター、保育課（保育指導担当）、児童課、生徒指導担当、教育相談・特別支援担当、学務課、学校教育課、教職員の学び支援課 | | | | | 「あまっこファイル」説明会の開催回数 | | 回 | 6 | 1 | 14 | 13 | 7 | ** | ** | 117.0% |
| | | | | | | | | | 60 | 10 | 68 | 47 | 21 | ** | ** | 35.0% |

施策の方向性 (2) インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育

1 施策の進捗状況 (Plan・Do)

| 取組項目 | 活動概要 |
|-----------------------|---|
| 一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校や特別支援学級、通常の学級に在籍する障害のある幼児児童生徒一人ひとりが、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、特別支援コーディネーターを中心に学校全体で取り組みを行っている。 施設設備をはじめとする環境の整備や、生活介助員や教育支援員、特別支援ボランティアを配置し、教育的ニーズに応じた指導の充実を図っている。 |
| 適切な就学指導の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 特別な支援が必要な児童生徒一人ひとりの将来を見据え、教育・心理学・医学など幅広い分野の専門家からなる「教育支援委員会」が、望ましい就学先について、専門的・多角的な観点から慎重に審議しており、その判断をもとに、保護者の意見を聴取し、就学先についての合意形成を図っている。 |
| 特別支援教育の理解・啓発の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の理解・啓発を進めるため、校内外・校間での交流や共同学習を推進し、お互いの違いを認め合い、共に助け合って生きていくことを学ぶと共に、保護者や地域などへの理解・啓発を図るきつかけとしている。 特別支援学校と特別支援学級の作品展を実施し、理解・啓発を図っている。 |
| 教職員の指導力の向上 | <ul style="list-style-type: none"> 初任者研修において、特別支援教育研修を必修として取り入れている。また、職務に応じた研修においても、特別支援コーディネータ研修を実施している。さらに、夏季休業中に特別支援学校と共催の研修を実施し、指導力の向上をめざしている。 |
| ライフサイクルに応じた支援体制の構築 | <ul style="list-style-type: none"> 各学校園において個別の教育支援計画や個別の指導計画等を活用し、一人ひとりの自立や社会参加を目指した、一貫した進路指導体制作りを推進している。 教育・医療・福祉等が連携して、尼崎市特別支援連携協議会を組織し、ライフサイクルを見通した支援体制の構築を図っている。 |

2 施策の評価 (Check)

| 状況 | 内部評価 | | 外部評価 | |
|------|------|--|---------|--|
| | 状況 | 内容 | 状況 | 内容 |
| 概ね順調 | | <ul style="list-style-type: none"> 社会の情勢や県教育委員会・市教育委員会の研修などから、教員の特別支援教育に対する意識は高まっている。各校においては、共通理解を行い、一人ひとりに応じた適切な指導・支援が行えるよう、事例検討会や校内研修等を実施し、校内外体制を構築している。 生活介助員や教育支援員、更に特別支援ボランティアを配置し、支援を行っていることで、本人の日常生活面や情緒面の安定等の効果があり、学校・保護者からも高い評価を得ている。しかし、支援が必要な児童生徒が年々増加傾向にあることから、状況に応じた対応が課題である。 | | <ul style="list-style-type: none"> 各学校園において、支援を必要とする児童生徒が増加しているため、特別支援教育コーディネーターが中心となって、特別支援学級担任、通級指導教員、教育支援員、生活介助員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど様々な立場の関係者が連携した校内体制を構築し、生徒や保護者へ周知を図るとともに、各学校園の状況についても検証していく必要がある。 就学先については、就学指導等において、本人や保護者が納得できるよう十分な情報の提供に努めるとともに、意見を最大限尊重する中で、本人や保護者、教育委員会、学校が合意した上で決定していく必要がある。また、本人や保護者の意志を尊重した対応の検証や先輩の体験談を聞く機会の確保について検討する必要がある。 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 就学先の決定にあたっては、教育支援委員会の意見を踏まえ、本人や保護者の意見を尊重しながら、本人や保護者と学校・市教育委員会が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図っており、引き続き、慎重に対応していく必要がある。 | やや遅れている | <ul style="list-style-type: none"> 教職員の研修機会において、合理的配慮の考え方や障害当事者の体験の講話等を取り入れることも効果的である。また、特別支援教育が成人期にもたらす効果等について、保育、教育、福祉分野の関係者や障害当事者を交えて協議することにより、どのような支援が必要かより明確になると考えるため、検討会や研修の開催について検討していく必要がある。 個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成・活用実績については、全体的に順調な推移を示しており評価できるが、それらの取組が実際どういった支援等につながったのか検証していく必要がある。加えて、今後は障害者差別解消法の施行に伴い、権利擁護や相互理解の観点からの取組や支援が求められる。なお、個別の指導計画や個別の教育支援計画については、就学や就労などそれぞれのライフステージに応じて内容を変えていくべきであり、それらの移行が円滑となるような工夫を講じていく必要がある。 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育を進めるため、交流や共同学習を推進し、お互いを認め合い、共に助け合って生きていくこと等を学ぶ教育の推進に取り組むとともに、保護者や地域などへ理解啓発を図っており、継続した取り組みが必要である。 | | |

3 今後の取組方向 (Act)

| 方向性 | 取組方向 内容 |
|-----|---|
| 継続 | <ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校や特別支援学級、通常の学級に在籍する障害のある幼児児童生徒一人ひとりが、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、今後とも、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用し、特別支援コーディネーターを中心に学校全体で指導・支援ができるよう、学校園と市教育委員会が連携を図りながら取り組んでいく。また、個々の課題に対応するため、これまで同様、必要に応じて関係機関と連携してケース会議を行っていく。 特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態を把握し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援が行えるよう、今後とも生活介助員や教育支援員、特別支援ボランティアの効果的に活用するなど、支援体制の充実を図っていく。 就学先の決定にあたっては、引き続き、本人や保護者と学校・市教育委員会が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図るなど、慎重に対応していく。 インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育を進めるため、交流や共同学習を積極的に取り入れ、全ての幼児児童生徒が多様性を尊重する心を育成し、共に学ぼうとする態度が養えるよう、今後とも学校園に周知を図っていく。また、個別の教育支援計画等の活用方法や見直しについて検討していく。 研修の人数や形態の更なる工夫改善とシリーズ研修の取組みなど、研修の充実を図り、教職員の指導力向上に取組んでいく。なお、平成30年度は、「特別支援コーディネーター研修」及び「インクルーシブ教育研修」において、学識者による講話をしていく。 |

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（平成29年度）

| 重点課題 | 2 | 生きがいを持って、自分らしく暮らすことができる環境づくり | 基本施策 | 3 | 療育・教育 | 施策目標 | 方向 | 基準値 | 目標値 (H32) | 実績値 | | | | | | 達成率 |
|-------|---|---|------|---|-------|--------------------|----|-----|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
| | | | | | | | | | | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | |
| 関係所属名 | | 障害福祉政策担当（障害福祉課、北部・南部保健福祉センター障害者支援課）、健康増進課、保健センター、保育課（保育指導担当）、児童課、生徒指導担当、教育相談・特別支援担当、学務課、学校教育課、教職員の学び支援課 | | | | 「あまっこファイル」説明会の開催回数 | | 回 | 6 | 1 | 14 | 13 | 7 | ** | ** | 117.0% |
| | | | | | | | | | 60 | 10 | 68 | 47 | 21 | ** | ** | 35.0% |

施策の方向性 (3) こころの教育・支援

1 施策の進捗状況 (Plan・Do)

| 取組項目 | 活動概要 |
|-----------------|--|
| 学校教育の中での福祉教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 本市においては、中学2年生が農林水産体験活動や職場体験活動、文化・芸術創作体験活動、ボランティア・福祉体験活動、その他異文化交流や情報・科学技術・環境等に関する活動など、地域や学校の実態に応じた様々な体験活動を行う「トライやる・ウィーク」推進事業を通じて、人とのかかわりの中で、働くことの意義や楽しさを実感したり、社会の一員としての自覚を高めるなど、生徒一人ひとりが自分の生き方を見つけられるように支援を行っている。 |
| 教育相談の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 教育委員会では、4歳から18歳までの子どもやその保護者、また教職員に対して不登校や発達等の悩みに対応するために、身近で気軽に相談できる環境づくりを進めて教育相談・支援体制を充実させている。また、必要に応じて、医療や福祉など専門機関との連携を図っている。 |

2 施策の評価 (Check)

| 状況 | 内部評価 | | 状況 | 外部評価 | |
|------|--|--|----|------|----|
| | 内容 | 内容 | | 内容 | 内容 |
| 概ね順調 | <ul style="list-style-type: none"> 「トライやる・ウィーク」については、ほとんどの生徒が充実した活動であったと感じている。今後は、学校や地域と連携して、生徒のニーズへの対応や受け入れ先の拡大等を図り、社会の一員としての自覚を高める支援を充実させていく必要がある。 教育相談については、見立てと経過、目標を明確にして、複雑かつ多様化している相談内容にきめ細やかな支援を行っている。教育相談のニーズはますます高まると考えられることから、現在の取り組みを維持しつつ、子どもや家庭、学校園への支援体制のさらなる充実を図っていく必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> 「トライやる・ウィーク」は、中学生の職業体験の活動である。その中には、地域ボランティアや福祉施設等での活動もあり、参加の促進に一層の充実が求められる。また、福祉施設等で活動を行った生徒が、継続的にボランティア活動に取り組めるような工夫等についても検討していく必要がある。 障害や障害のある人への理解については、幼少期からの啓発が重要となるため、当事者団体との連携のもと、障害のある人やその保護者を講師とした講演会の開催等について、学校の授業カリキュラムに組み込んでいけるよう検討していく必要がある。 教育相談の充実に向けては、これまでの取組の効果検証等を行うとともに、いじめや不登校、自殺、貧困家庭等の問題に、児童の障害が重なり合って複雑化するといった可能性も考慮して、臨床心理士のみならず、スクールソーシャルワーカーと連携していくことも重要である。また、保健所や幼稚園、保育所等の関係機関とも早期から連携を図り、相談体制の充実に取り組んでいく必要がある。 | | | |

3 今後の取組方向 (Act)

| 方向性 | 取組方向 内容 |
|-----|---|
| 継続 | <ul style="list-style-type: none"> 「トライやる・ウィーク」については、「地域に学ぶ」という事業趣旨に基づき、学校・家庭・地域の連携を深めながら、社会全体で子どもの人間形成や社会的自立に向けた支援ができるよう取組を進めていく。 相談内容が複雑化・多様化していることから、学校園や福祉、医療等の関連機関や専門機関との連携をさらに強化し、児童生徒等の悩みや心のケアに取り組んでいく。また、学校園へのコンサルテーションの充実を図り、予防的な取り組みも進めていく。 |

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（平成29年度）

| 重点課題 | 2 | 生きがいを持って、自分らしく暮らすことができる環境づくり | 基本施策 | 4 | 雇用・就労 | 施策目標 | | 基準値 | | | 実績値 | | | | | 達成率 | | |
|-------|--|------------------------------|------|-----------|-------|--------------------|-----|-----|-----|-----|-----|---|---|---|---|-----|----|-------|
| | 方向 | | | 目標値 (H32) | | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | | | | | | | |
| 関係所属名 | 障害福祉政策担当（障害福祉課、北部・南部保健福祉センター障害者支援課）、しごと支援課、人事課 | | | | | 障害者優先調達推進法に基づく調達件数 | 方向 | H25 | 4 | 件 | 12 | 5 | 6 | 8 | 7 | ** | ** | 37.5% |

施策の方向性 (1) 雇用機会

1 施策の進捗状況 (Plan・Do)

| 取組項目 | 活動概要 |
|-------------------|---|
| 就労に関する支援・相談体制等の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人の就労を支援するため、就労移行支援を提供している。近年、利用実績は増加しており、利用者数も平成26年度の82人から平成29年度は96人となっている。 ・市の委託就労支援機関である「尼崎市就労・生活支援センターみのり」において、就労相談や職場内実習等の機会の提供、雇用先の開拓や確保、企業との橋渡し、就労・定着に向けた支援等に取り組んでいる。また、センターの利用者は年々増加傾向にあるため、平成29年度からセンターの就労支援員を1名増員（計5名体制）して、特に就労定着に向けた支援の充実を図っている。なお、センターを通じた平成29年度の一般就労者数は35人となっている。 ・市役所内において職場体験や就労実習を行う「障害者就労チャレンジ事業」を実施している。平成27年度からの3か年の推移をみると、利用者（チャレンジャー）18人のうち7人が一般就労に結びついており、就労意欲の向上や就労支援に寄与している。 |
| 企業等への支援・理解の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・企業等への支援・理解の促進に向けて、ハローワークと連携を図る中で、本市ホームページをはじめ、企業が参加する尼崎雇用対策協議会や企業人権・同和教育合同研究会等の機会を通じ、障害者雇用の現状や企業に対する助成金制度等について説明や啓発を行っている。 ・公正な採用選考を推進するための企業等への支援・理解の促進に向けては、平成29年1月に締結した雇用対策協定のもとで、兵庫労働局・ハローワーク尼崎と一層の連携を図る中で、企業が参加する企業人権・同和教育合同研究会や尼崎雇用対策協議会の機会を通じ、障害者雇用の現状や企業に対する助成金制度等について説明や啓発を行っている。特に啓発事業については、平成28年度に「障害者差別解消法～企業が知っておくべきこと～（7/21）」、「元パラリンピック水泳日本代表による講演会（1/27）」を実施し、平成29年度は「発達障害とは～森の人と山の人～（6/8）」、「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座（1/19）」を実施している。 |

2 施策の評価 (Check)

| 状況 | 内部評価 | | 外部評価 | |
|----|------|---|------|---|
| | 状況 | 内容 | 状況 | 内容 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援は事業所数・利用者数ともに増加しており、サービスの提供体制については一定整備されてきている。 ・「尼崎市障害者就労・生活支援センターみのり」については、新規のみならず、継続的な支援を必要とする利用者も年々増加していることや、法定雇用率の引き上げや就職後の定着支援の制度普及等によって、今後も就労希望者の増加が予想されることから、引き続き、支援の充実に取り組む必要がある。 ・「障害者就労チャレンジ事業」については、現状、チャレンジャーの任用が常時1名で概ね2か月毎に入れ替わり、その障害特性も多種多様であることから、個々の能力等に合わせた育成や支援が難しい業務となっている。そのため、多様な障害特性や個々の能力等に応じた育成・支援に取り組む必要がある。 ・企業等への支援・理解の促進に向けては、兵庫労働局、ハローワーク尼崎と一層の連携を図り「障害者雇用の促進」などを研修テーマとして啓発事業を行う中で、企業への支援体制の充実が一定図れている。また、平成30年4月から引き上げとなる障害者の法定雇用率についても、ホームページ等での周知PRのほか、各種啓発事業において、兵庫労働局、ハローワーク尼崎とともに一層の周知徹底に注力していく必要がある。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・「尼崎市障害者就労・生活支援センターみのり」を通じた一般就労者数については、安定的な実績があり一定評価できるが、さらなる増加につながる有効な施策が求められている。今後は、特別支援学校との連携を一層図りながら、卒業生の就労に係るフォローアップを行っていきながら、復職など就労実績では見えない相談や支援の件数が増加しているため、相談員のスキル向上のための支援をはじめ、定着支援を含めた体制の強化に取り組んでいく必要がある。 ・「障害者就労チャレンジ事業」については、市職員にとっても有意義な取組である。今後は、障害のある人の就労機会を増やすことができるよう、市役所庁舎や近隣施設の活用によって活動の場を拡大し、年間の受入れ人数を増やすとともに、支援内容の充実やより一層の周知にも取り組んでいく必要がある。 ・他都市では、障害者手帳を持たない難病や発達障害のある人の市役所での雇用を行っている。今後は、障害者雇用について、行政が民間企業等に支援や理解の推進を実施しなければならぬため、先進市の取組等も参考にし、現在雇用できていない障害種別について、採用を検討していく必要がある。 ・一般就労する障害のある人が増えてきているが、就労後の生活への支援が不足している。今後は、就労によって生活形態が変わり、継続的なサポートを必要としている障害のある人が多くなることから、就労移行支援事業所等において、就労支援のみならず、家族調整や年金など就労後の相談に応じることができ体制を整備する必要がある。 ・障害者差別解消法の制定や障害者雇用促進法の改正を背景にして、今後は就労を権利として捉え、労働生活の質を向上させていく取組が重要となる。また、優秀な技能や資格があっても、なかなか採用されないため、福祉的就労に就いている障害のある人がいる。今後は、このような現状について、自立支援協議会「あまのしごと部会」が開催する「就労フォーラム」の機会も活用しながら、企業への理解の促進と情報の発信を行い、障害のある人の雇用を確保していく必要がある。 |

概ね順調

遅れている

継続

3 今後の取組方向 (Act)

| 方向性 | 内容 |
|-----|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援については、近年、急激に事業所数が増加しているため、就労支援事業所のネットワーク会議と連携を図るとともに、実地指導等を通じて、事業者のサービスの質の向上等に努めていく。 ・「尼崎市障害者就労・生活支援センターみのり」については、特に就労定着に向けた支援についての検証を行っていきるとともに、市内の就労支援事業所とのネットワーク会議を定期的に開催するなど、一層の連携に取り組んでいく。 ・「障害者就労チャレンジ事業」については、これまでの課題点を解消し、より効果的な支援ができるよう、「障害者就労支援事業」に統合・拡充し、新たな執務スペースを確保してチャレンジャーの受入れ人数を拡大するとともに、就労実習の指導員を新たに配置するなど、より効果的な支援となるよう取り組んでいく。 ・引き続き、兵庫労働局、ハローワーク尼崎と一層の連携を図るとともに、企業が参加する各種会議体等を通じて、法定雇用率の達成状況をはじめ、国等が実施している各種助成制度や優遇措置等について積極的に情報発信を行う。また、企業内人権研修推進事業等を通じて、市内企業の人事労務担当者に対して、人権意識の啓発を行い、市内企業における障害者雇用の促進に取り組んでいく。 |

| 活動指標名 | 方向 | 基準値 | | 実績値 | | | | | | | | |
|----------------------------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|--|
| | | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | | | |
| 1 「尼崎市障害者就労・生活支援センターみのり」を通じた就労者数 | | H25 | 35 | 人 | 30 | 36 | 44 | 35 | ** | ** | ** | |
| 活動状況 | センターを通じた平成29年度の一般就労者数は35人となっている。なお、同センターの利用者や継続的な支援者の数は年々増加している。 | | | | | | | | | | | |

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（平成29年度）

| 重点課題 | 2 | 生きがいを持って、自分らしく暮らすことができる環境づくり | 基本施策 | 4 | 雇用・就労 | 施策目標 | 方向 | 基準値 | | | 実績値 | | | | | 達成率 | | |
|-------|--|------------------------------|------|-----|-------|--------------------|----|-----|-----|-----|-----|-----|---|---|---|-----|----|-------|
| | 目標値 (H32) | | | H26 | | | | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | | | | | | |
| 関係所属名 | 障害福祉政策担当（障害福祉課、北部・南部保健福祉センター障害者支援課）、しごと支援課、人事課 | | | | | 障害者優先調達推進法に基づく調達件数 | | H25 | 4 | 件 | 12 | 5 | 6 | 8 | 7 | ** | ** | 37.5% |

施策の方向性 (2) 多様な就労

1 施策の進捗状況 (Plan・Do)

| 取組項目 | 活動概要 |
|-------------|--|
| 多様な形態での就労支援 | <ul style="list-style-type: none"> 一般就労が困難な障害のある人に対して、働く機会の提供や就労支援を行うため、就労継続支援（A・B型）を提供している。近年、利用実績は大幅に増加しており、利用者数も平成25年度の627人から平成29年度は1,101人となっている。 多様な日中活動を提供する地域活動支援センターの運営を支援するため、平成29年度は40か所（市内28か所、市外12か所）への補助を行っている。 |
| 販路拡大等への支援 | <ul style="list-style-type: none"> 障害者優先調達の推進については、特定随意契約の制度化や障害者優先調達推進法に基づく市の調達目標の策定に取り組むとともに、障害者就労支援施設の取扱物品や役務の内容をリスト化して、ホームページや掲示板に掲載するなど周知を図っている。また、尼崎市自立支援協議会を通じて継続的に企業イベントへの出店を行うとともに、市役所庁舎を活用した庁内販売「尼うえるフェア」については、開催回数を年々増やしてきており、平成29年度は4回開催している。 |

2 施策の評価 (Check)

| 状況 | 内部評価 | | 外部評価 | |
|------|------|---|---------|---|
| | 状況 | 内容 | 状況 | 内容 |
| 概ね順調 | | <ul style="list-style-type: none"> 就労継続支援（A型・B型）は事業所数・利用者数とも大幅に増加しており、サービスの提供体制については一定整備されてきている。 地域活動支援センターについて、本市では運営基盤の安定や利用者へのサービス向上を図る観点から「重度加算費」や「借上費」等の市単独補助を設けてきており、運営の支援に寄与している。 障害者優先調達の推進については、発注する所属や調達できる物品・役務の固定化等により、低調な実績が続いている。そのため、障害者就労支援施設の受注機会の確保・拡大に向けて更なる支援が必要であり、庁内各課の発注や市内施設の受注に対する支援の充実を図るなど、効果的に実施していく必要がある。 | やや遅れている | <ul style="list-style-type: none"> 就労継続支援（A型・B型）は、事業所数が増加しており、一定整備がされているが、各事業所におけるサービス提供の実態は様々である。特に、就労継続支援A型については、国の補助金を目的とした運営により、利用者へ適切な支援を行っていない事例が全国的にも問題となっているため、すべての事業所について運営実態の把握や情報の共有に取り組み、適切な指導等を行っていく必要がある。また、利用者に対して、相談支援等により制度の説明や事業所の情報共有等に努め、適切な支援につなげていく必要がある。 地域活動支援センターについては、多様な働き方や社会参加の在り方を見出ししていくという意味での存在は意義が大きく、安定的な運営のために市単独の支援を行い、実効性を挙げている点は評価できる。一方で、就労継続支援や生活介護等との差異がなく、その範囲で事業が成り立つ施設も存在する。今後は、現状を精査し、必要に応じて障害福祉サービス事業所への移行を進めるとともに、施設の安定経営と活動内容の充実に向けて協議・検討していく必要がある。 障害者優先調達については、市の調達実績が少ない状況である。今後は、まずは福祉部局から発注を試みるとともに、先進市の取組を調査するなど効果的手法について検討していく必要がある。また、障害者就労支援施設等に対するサポートやコーディネートも重要であるため、福祉や産業の関係課による協力支援も不可欠である。 平成26年度より、自立支援協議会「あまのしごと部会」を通じて庁舎内販売「尼うえるフェア」を開催し盛況となっている。開催回数も年々増加しているが、年間数回の開催であるため、更なる拡充が求められている。引き続き、「尼うえるフェア」の定期化や庁内の優先調達にも寄与できる場への展開等について検討していく必要がある。 |

3 今後の取組方向 (Act)

| 方向性 | 取組方向 |
|-----|--|
| 継続 | <ul style="list-style-type: none"> 就労継続支援（A型・B型）については、近年、急激に事業所数が増加しており、国においては就労継続支援A型の適切な事業運営を図る観点から、賃金の支払いに係る規定を設けるなど、就労の質の向上について見直しが行われている。本市においてもこれらの取組も踏まえながら、実地指導等を通じて、事業者のサービスの質の向上等に努めていく。 地域活動支援センターへの運営補助については、県制度の動き等にも注視しながら、継続的な支援に努めていく。 障害者優先調達の推進については、本市の受注実績を向上させるため、発注の事務手続きをマニュアル化し、庁内に一層の周知を図っていく。また、障害者就労支援施設の受注機会の確保・拡大に向けては、「障害者就労支援事業」を拡充し、発注先の企業等と受注施設とのマッチングや発注先の開拓、受注施設のコーディネート、販促活動等の支援を行うとともに、引き続き、自立支援協議会とも連携を図りながら取組を進めていく。 |

| 活動指標名 | 方向 | 基準値 | | 実績値 | | | | | | | | |
|----------------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|--|
| | | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | | | |
| 1 障害者優先調達推進法に基づく調達件数 | | H25 | 4 | 件 | 5 | 6 | 8 | 7 | ** | ** | ** | |
| 活動状況 | 平成26年4月に障害者優先調達推進法に基づく本市の調達方針を定めて、調達先や品目等のリストについて庁内への周知を図っており、平成29年度の受注実績は7件となっている。 | | | | | | | | | | | |

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（平成29年度）

| 重点課題 | 2 | 生きがいを持って、自分らしく暮らすことができる環境づくり | 基本施策 | 5 | 生活環境、移動・交通 | 施策目標 | | 基準値 | | | 実績値 | | | | | 達成率 | | |
|-------|--|------------------------------|------|-----|------------|---------------|-----|-----|-----|---|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| | 方向 | | | 基準値 | | | 実績値 | | | | | | | | | | | |
| 関係所属名 | 障害福祉政策担当（障害福祉課、北部・南部保健福祉センター障害者支援課）、福祉課、健康福祉局企画管理課、住宅整備担当、ファシリティマネジメント推進担当、公共施設担当、地域交通政策推進担当 | | | | | 市内グループホームの定員数 | 方向 | H25 | 261 | 人 | 506 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | 49.0% |

施策の方向性 (1) 生活環境

1 施策の進捗状況 (Plan・Do)

| 取組項目 | 活動概要 |
|----------------|---|
| 住宅の確保等 | <ul style="list-style-type: none"> ・グループホームの整備については、これまでも国の補助事業を活用するなど整備の促進に努めてきており、平成29年度における市内の定員数は381人と増加傾向にある。 ・障害のある人の地域生活の支援については、平成29年度から「障害者安心生活支援事業」を委託実施し、「緊急時の受け入れ・対応」や「地域の体制づくり」の機能を確保するとともに、その他必要な機能については、「基幹相談支援センター」をはじめとした地域の複数機関が分担することで、本市における「地域生活支援拠点（面的整備型）」を整備している。当該事業により配置したコーディネーターが、グループホームや短期入所の事業所を直接訪問し、聞き取り調査等を行うことで運営状況等の把握に取り組んでいる。また、これら指定事業所のネットワーク会議を立ち上げて、事業所間の情報共有や連携強化を図るとともに、利用状況の把握や情報提供の方法等についても協議を進めてきている（平成29年度は2回開催）。 |
| 住宅のバリアフリー化 | <ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅において、旧耐震基準に基づいて建設された高層住宅や中層ラーメン構造住宅は、耐震性に課題があるため、建替えや耐震補強により耐震化を図る必要がある。特に中層ラーメン構造住宅は、エレベーターが設置されていないことから、原則として建替えを行い、耐震化だけでなくバリアフリー化の対応も図ることとしている。また、新耐震基準に基づいて建設された中層片廊下型住宅についても、エレベーターを設置し、バリアフリー化を図ることとしている。これらの事業を計画的に実施するため、平成28年12月に尼崎市市営住宅建替等基本計画を策定している。 現在、市営時友・西昆陽・宮ノ北住宅について、順次、建替えを行っているほか、同計画に基づいて、エレベーターのない新耐震基準の中層片廊下型住宅について、平成29年度は3棟に対してエレベーターを設置している。 ・障害のある人の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具給付等事業において、入浴補助用具や歩行補助杖、移動・移乗支援用具など自立生活支援用具の支給や、住宅改修費の助成を行っている。 |
| 公共的施設等のバリアフリー化 | <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の整備・改善については、「尼崎市公共施設マネジメント基本方針」において、その性能、用途に応じて必要な機能や規模、それに基づく適正な施設寿命等を十分に精査するとともに、長期的な市民ニーズの変化に柔軟に対応できるように検討を進めており、平成29年度については、「第1次尼崎市公共施設マネジメント計画（方針1：圧縮と再編の取組）」及び「尼崎市公共施設マネジメント計画（方針2：予防保全による長寿命化の取組）」を策定している。 |

2 施策の評価 (Check)

| 状況 | 内部評価 | | 外部評価 | |
|---------|------|---|-------|---|
| | 状況 | 内容 | 状況 | 内容 |
| やや遅れている | | <ul style="list-style-type: none"> ・グループホームについては、施設等から地域生活への移行や保護者の高齢化による「親き後」の生活を見据えて、一層の整備促進が必要となっており、特に重度の障害のある人が利用できるグループホームの整備が求められているが、消防設備設置の厳格化への対応や物件・夜間支援員の確保など様々な課題が整備促進の妨げとなっている。また、事業所からは運営が不安定という意見もあり、整備促進の観点からの財政的な支援やサービスの質の担保等が課題となっている。 ・「地域生活支援拠点」については、平成29年度に整備したところであるため、今後、課題の検証等を進めていく中で、拠点が持つ機能を高めていくとともに、グループホームや短期入所等が必要な時に利用できるよう、指定事業所や関係機関との一層の連携強化に取り組む必要がある。 ・市営住宅については、「尼崎市市営住宅建替等基本計画」に沿って、バリアフリー化が進められている。 ・公共施設の整備・改善にあたっては、今後の取組内容を示した「第1次尼崎市公共施設マネジメント計画（方針1：圧縮と再編の取組）」及び「尼崎市公共施設マネジメント計画（方針2：予防保全による長寿命化の取組）」に基づいて取組を着実に進めていく必要がある。 | 遅れている | <ul style="list-style-type: none"> ・住み慣れた地域で生活できる環境づくりに向けて、グループホームを始めとした多様な住む場の確保が求められている。しかし、グループホームの整備は、ニーズの高さと比較して進んでいない。今後は、グループホームが増設されるよう、消防設備の整備や夜間支援員の確保、重度障害者支援における報酬単価の向上等の課題解決に向け、公的支援制度の創出等について検討していくとともに、他市の取組の検証や国への働きかけが重要である。また、公営住宅や空き家の活用も有効であるため、市の関係課で連携を図り、実現に向けて検証していく必要がある。 ・地域生活支援拠点等の運用に向けて引き続き課題設定等を協議していく必要がある。 ・尼崎市内の公共施設においては、エレベーターの未設置施設や車いす未対応のトイレが多く存在する。今後は、公共施設のバリアフリー化について、早急に対応する必要がある。 |

3 今後の取組方向 (Act)

| 方向性 | 内容 |
|-----|--|
| 重点化 | <ul style="list-style-type: none"> ・グループホームの整備促進に向けては、新たに「グループホーム等新規開設サポート事業」を実施し、開設時の初年度備品や消防設備の設置費用等の一部補助を行うこととしており、引き続き、市内の利用（待機）状況や利用ニーズ等の把握に努めながら、新たな補助事業を有効に活用することで、市内開設の促進を図っていく。 ・特に重度の障害のある人が利用できるグループホームの整備については、引き続き、市内の利用（待機）状況や利用ニーズのほか、法人（事業者）の開設意向等も把握した上で、本市の整備方針等を策定し、国の補助制度等も活用しながら計画的な整備を目指していく。 ・障害のある人の地域生活の支援については、本市の「地域生活支援拠点」が持つ機能が円滑かつ効果的に発揮できるよう、引き続き、委託法人や地域の関係機関等との協議を進めていく。特に、必要な時にグループホーム等の利用ができるよう、指定事業所の利用状況等の情報提供に取り組むほか、ネットワーク会議を定期的に開催し、事業所間の情報共有や連携強化を図っていく。 ・市営住宅については、「尼崎市市営住宅建替等基本計画」に沿って、着実にバリアフリー化を図っていく。 ・公共施設の整備・改善については、「第1次尼崎市公共施設マネジメント計画（方針1：圧縮と再編の取組）」及び「尼崎市公共施設マネジメント計画（方針2：予防保全による長寿命化の取組）」の内容を具体化の中で検討を進めていく。 |

| 活動指標名 | 方向 | 基準値 | | 実績値 | | | | | | | |
|-----------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | H25 | 261 | 人 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| 1 市内グループホームの定員数 | | H25 | 261 | 人 | 270 | 296 | 332 | 381 | ** | ** | ** |
| 活動状況 | 国の補助事業を活用するなど整備促進に努めている。なお、平成29年度における市内の定員数は381人となっている。 | | | | | | | | | | |

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（平成29年度）

| 重点課題 | 2 | 生きがいをもち、自分らしく暮らすことができる環境づくり | 基本施策 | 5 | 生活環境、移動・交通 | 施策目標 | | 基準値 | | | 実績値 | | | | | 達成率 | | |
|-------|--|-----------------------------|------|-----------|------------|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-------|
| | 方向 | | | 目標値 (H32) | | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | | | | | | | |
| 関係所属名 | 障害福祉政策担当（障害福祉課、北部・南部保健福祉センター障害者支援課）、福祉課、健康福祉局企画管理課、住宅整備担当、ファシリティマネジメント推進担当、公共施設担当、地域交通政策推進担当 | | | | | 市内グループホームの定員数 | | H25 | 261 | 人 | 506 | 270 | 296 | 332 | 381 | ** | ** | 49.0% |

施策の方向性 (2) 移動環境

1 施策の進捗状況 (Plan・Do)

| 取組項目 | 活動概要 |
|------------|---|
| 公共交通機関の整備等 | <ul style="list-style-type: none"> 交通弱者の社会参加等の促進を図るため、平成21年3月以降、全ての市営バス車両についてノンステップバスを導入しており、平成28年3月の市営バス事業の民間移譲後も車両の更新についてはノンステップバスを導入し、全車ノンステップバスによる運行を継続している。また、「兵庫ゆずりあい駐車場制度」については、平成27年4月より利用証の申請受付業務を行っており、平成29年度は220件に交付している。 |
| 外出等に係る支援 | <ul style="list-style-type: none"> 障害のある人の日常生活の移動を支援し、社会参加の促進を図るため、バスの特別乗車証のほか、福祉タクシーやリフト付自動車の利用チケットを交付している。利用に当たっては、いずれかのサービスを選択することとしており、交付者数の合計は、年々増加傾向にある。また、障害のある人の行動範囲を拡大し、生活の向上を図るため、自動車運転免許の取得費や自動車改造費に対する助成を行っている。 移動支援事業については、本市の給付実績が非常に高く、延べ利用者数も平成29年度は17,621人と依然として高い水準で推移している。そのため、制度本来の適正なサービス提供による給付の適正化や継続的かつ安定的な事業運営ができるよう、平成29年10月から「尼崎市移動支援事業支給決定基準（ガイドライン）」や新たな報酬区分（単価）の運用を開始している。また、ガイドラインの内容や運用状況等を協議・検討するため、平成29年度は自立支援協議会（ガイドライン検討部会）を4回開催している。 |

2 施策の評価 (Check)

| 状況 | 内部評価 | | 外部評価 | |
|------|--|------|---|----|
| | 内容 | 状況 | 内容 | 状況 |
| 概ね順調 | <ul style="list-style-type: none"> 市営バス車両のノンステップバスへの更新については、これまで、市営バスが、交通弱者の日常生活を支える重要な移動手段として重要な役割を担ってきたことを踏まえ、市営バス事業の民間事業者への移譲後も、継続していく必要がある。 兵庫ゆずりあい駐車場制度については、二所化に伴い、申請と手帳交付が同じ場所になったため増加した。今後も制度周知を図る必要がある。 障害者バス特別乗車証の交付枚数や福祉タクシー、リフト付自動車の助成・派遣件数の総数については、例年と同様か上昇傾向の実績を維持しており、障害のある人の外出に係る支援を行う施策として、有効な事業となっている。そのため、市営バス事業の民間事業者への移譲後においても、障害者バス特別乗車証の制度が継続できるよう乗車証のICカード化を実施するなど、現行の事業を維持・継続していく必要がある。 移動支援事業については、ガイドラインを安定的に運用していくため、利用者や事業者への周知を図る必要がある。また、当該事業の運用の見直しにより、利用者へのサービス低下等が発生しないよう十分配慮するとともに、引き続き、利用実態に応じた適切なサービスが提供されるよう取り組む必要がある。 | 概ね順調 | <ul style="list-style-type: none"> 市バス全車両のノンステップバス導入については、市が全国に誇れる取組である。民間化後も維持・継続していく必要がある。 市バスの特別乗車証の交付や福祉タクシー利用料の助成は、障害のある人にとって重要な外出支援であり、外出へのためらいを少なくしている。社会参加の一助となっていることを鑑み、制度を維持・継続していく必要がある。 移動支援事業については、市における優れた取組と評価できる。限られた財源の中で継続的に実施できるよう、利用者のニーズやサービスの適正化等を踏まえて、自立支援協議会「ガイドライン検討部会」において見直しを図ったところであり、今後は、窓口職員が利用者に対して丁寧に制度説明を行うとともに、報酬単価の引き下げによる影響が出ないよう事業所に対しても助言等を行っていく必要がある。 | |

3 今後の取組方向 (Act)

| 方向性 | 取組方向 |
|-----|---|
| 継続 | <ul style="list-style-type: none"> 市営バス事業の民間事業者への移譲後においても、ノンステップバス車両での運行を継続していくことや、今後、移譲事業者が車両更新を行う際に、ノンステップバス車両が継続されるよう最大限の配慮を求め、その実現に向けて協議、調整を行っていく。 兵庫ゆずりあい駐車場制度については、継続した周知が必要であるため、市報やホームページ、関係課の窓口において、引き続き周知を図っていく。 障害者バス特別乗車証については、平成30年3月から乗車証のICカード化を実施する。そのため、ICカード化後の利用エリア等制度の具体的なあり方について検討を進めていく。また、福祉タクシーの利用やリフト付自動車の派遣、自動車運転免許の取得費、自動車改造費の助成事業についても、現行制度を維持・継続していく。 移動支援事業については、「基幹相談支援センター」が中心となってガイドラインの周知を図るとともに、確実に運用していくことで、基準に即した支給決定や適正なサービス提供がなされるよう取り組んでいく。また、引き続き、運用見直しによる影響や効果を検証し、自立支援協議会において評価を行うとともに、重度の知的・精神障害のある利用者を専門のヘルパーが支援する「行動援護」へ移行させていくなど、適切なサービスの提供に向けても取り組んでいく。 |

| 活動指標名 | 方向 | 基準値 | | 実績値 | | | | | | | |
|-------------------|---|-----|----------|--------|--------|--------|--------|-----|-----|-----|--|
| | | | | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | |
| 1 障害者バス特別乗車証の交付枚数 | | H25 | 13,024 枚 | 13,213 | 13,364 | 13,501 | 13,779 | ** | ** | ** | |
| 活動状況 | 障害者手帳所持者の増加等に伴い、乗車証の交付枚数も増加傾向にあり、平成29年度は13,779枚となっている。 | | | | | | | | | | |
| 活動指標名 | 方向 | 基準値 | | 実績値 | | | | | | | |
| 2 福祉タクシー利用料の助成件数 | | H25 | 78,410 件 | 76,917 | 74,754 | 70,800 | 68,214 | ** | ** | ** | |
| 活動状況 | バスの特別乗車証やリフト付自動車チケットの交付者数が増加している一方で、福祉タクシーチケットの交付者数と助成件数は微減しており、平成29年度は68,214件となっている。 | | | | | | | | | | |
| 活動指標名 | 方向 | 基準値 | | 実績値 | | | | | | | |
| 3 リフト付自動車の派遣件数 | | H25 | 8,501 件 | 9,519 | 10,910 | 11,002 | 12,184 | ** | ** | ** | |
| 活動状況 | チケットの交付者数や委託先の増加に伴って、リフト付自動車の派遣回数は年々増加傾向にあり、平成29年度は12,184件となっている。 | | | | | | | | | | |

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（平成29年度）

| 重点課題 | 2 | 生きがいを持って、自分らしく暮らすことができる環境づくり | 基本施策 | 6 | スポーツ・文化、社会参加活動 | 施策目標 | 方向 | 基準値 | 目標値 (H32) | 実績値 | | | | | | 達成率 | | |
|-------|---|------------------------------|------|-----|----------------|----------------------|----|-----|-----------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-----|----|--------|
| | H26 | | | H27 | | | | | | H28 | H29 | H30 | H31 | | | | | |
| 関係所属名 | 障害福祉政策担当（障害福祉課、北部・南部保健福祉センター障害者支援課）、福祉課、スポーツ振興課、中央公民館、ファシリティマネジメント推進担当、公共施設担当 | | | | | 尼崎市障害者（児）スポーツ大会の参加者数 | | H25 | 1,237 | 人 | 1,500 | 1,261 | 1,195 | 1,168 | 1,194 | ** | ** | -16.3% |

施策の方向性 (1) スポーツ、文化芸術活動

1 施策の進捗状況 (Plan・Do)

| 取組項目 | 活動概要 |
|----------------|--|
| 施設の整備・改善 | <ul style="list-style-type: none"> 誰もが安全・快適にスポーツが楽しめ、利用しやすいスポーツ施設等の環境づくりを進めるため、各地区体育館やスポーツ設備の改修等、一定の整備を行っている。 公共施設の適正な維持管理と利用者の安全確保のため、適宜、施設や設備の整備・改善に取り組んでいる。 |
| 活動機会の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 「尼崎市障害者（児）スポーツ大会」を毎年開催し、スポーツ活動を通じた交流や親睦の機会を設けている。 指定管理者であるスポーツ振興事業団が実施するスポーツプラザ事業（地区体育館の一般開放）として、各地区体育館において、卓球やサウンドテーブルテニス、フライングディスクなどを実施するほか、障害のある人を対象としたスポーツ教室を実施するとともに、屋内プールにおいては、日曜・祝日の全面開放時に、障害のある人たち5人以上のグループに対して、障害者専用コースを設定するなど、気軽にスポーツが楽しめる環境づくりやその充実を図っている。 |
| 指導者・ボランティアの育成等 | <ul style="list-style-type: none"> 市民の継続的な活動を推進することを目的として、地域や職場のニーズに対応できる指導者の養成や資質の向上、指導者の確保等を行うため、スポーツリーダー講習会や種目別指導者講習会、スポーツ指導者養成講習会を開催している。 |
| 活動に関する情報提供の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 障害のある人のスポーツや文化活動などに関する情報については、市報やホームページを活用するとともに、適宜、障害当事者団体等にもお知らせをするなど周知に努めている。 |

2 施策の評価 (Check)

| 状況 | 内部評価 | | 状況 | 外部評価 | |
|------|--|-------|--|------|----|
| | 内容 | 内容 | | 内容 | 内容 |
| 概ね順調 | <ul style="list-style-type: none"> 各体育館とも老朽化が著しく、こうしたことも利用者数の伸び悩みの原因の一つであると考えられることから、施設や設備に係る整備・改善に努めるほか、情報発信面で工夫を行うなど、利用者の増加に向けた取組を行う必要がある。 市スポーツ大会を毎年開催して、交流の機会を設けているが、種目や障害者施設等の参加者が固定傾向があり、活性化に取り組んでいく必要がある。 指定管理者であるスポーツ振興事業団については、新たなスポーツプログラムを開講するなど、積極的な事業展開を図っており、障害者スポーツの充実については、障害のある人を対象としたスポーツプラザ事業やスポーツ教室を実施し、障害のある人が気軽にスポーツを楽しめる環境づくりに努め、その充実を図っている。 | 遅れている | <ul style="list-style-type: none"> 2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックに向けて、スポーツ活動への関心やニーズが高まっていくと考えられる。今後は、活動機会の充実やそれらを支援する体制の整備について、継続的に取り組んでいくことが重要である。また、メンタルヘルスの一環として、公立施設を活用したスポーツのプログラム化や、児童期からスポーツに親しめるよう、教育・福祉施設に対する専門機関による出前講座等の開催について検討していく必要がある。 レクリエーション的な内容で実施している市スポーツ大会の参加者数は、近年横ばいの状況である。今後は、障害の程度や年齢等も考慮した、より参加しやすく楽しいプログラムへと工夫し、参加を呼びかけていくことでイベントの活性化を図っていく。また、競技スポーツへの支援についても検討していく必要がある。 | | |

3 今後の取組方向 (Act)

| 方向性 | 内容 |
|-----|---|
| 継続 | <ul style="list-style-type: none"> 平成27年度から「尼崎市スポーツ推進計画」の後期5カ年がスタートし、スポーツの推進を図ることとしているなか、それぞれのライフステージにおいてスポーツによる体力づくりや健康の保持・増進の必要性が求められており、「いつでも、どこでも、だれでも」安全にスポーツに親しんでもらえる機会や場を通じて、スポーツの啓発・普及・推進を図っていく。 障害者スポーツなど、スポーツ推進計画に掲げる施策に順次取り組んでいくことにより、「健康の保持・増進のために意識的に身体を動かす習慣のある市民の割合の10%増」という数値目標の達成、さらには「スポーツのまち尼崎」の実現を目指していく。 市スポーツ大会の開催に当たっては、当事者団体と構成する実行委員会において新たな種目の検討や効果的な周知方法について協議をするなど、引き続き、イベントの活性化に向けて検討していく。 スポーツ振興事業団において、平成26年度から障害者専用スポーツプラザや障害者向けのスポーツ教室等の取組を開始し、一定数の利用者を維持するとともに、社会体育施設のバリアフリー化や障害者用運動用具の整備などを行っている。引き続き、こうしたスポーツ振興事業団の取組と連携する中で、障害者スポーツの普及と振興に努めていく。 |

| 活動指標名 | 方向 | 基準値 | | 実績値 | | | | | | | |
|-------------------------|---|-----|-------|-----|-------|-------|-------|-------|-----|-----|----|
| | | | | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | |
| 1 尼崎市障害者（児）スポーツ大会の参加者数 | | H25 | 1,237 | 人 | 1,261 | 1,195 | 1,168 | 1,194 | ** | ** | ** |
| 活動状況 | 開催に当たっては、障害当事者団体を含めた実行委員会において、参加しやすい環境の整備や種目等について協議・検討を行っているが、参加者数は、ほぼ横ばいの状況となっている。 | | | | | | | | | | |
| 活動指標名 | 方向 | 基準値 | | 実績値 | | | | | | | |
| 2 兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会の参加者数 | | H25 | 36 | 人 | 34 | 34 | 39 | 38 | ** | ** | ** |
| 活動状況 | 開催情報等について関係団体へ案内するほか、大会当日については、障害福祉課職員が送迎等の参加支援を行っており、平成29年度の参加者数は38人となっている。 | | | | | | | | | | |

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（平成29年度）

| 重点課題 | 2 | 生きがいをもち、自分らしく暮らすことができる環境づくり | 基本施策 | 6 | スポーツ・文化、社会参加活動 | 施策目標 | 方向 | 基準値 | 目標値 (H32) | 実績値 | | | | | | 達成率 | | |
|-------|---|-----------------------------|------|-----|----------------|----------------------|----|-----|-----------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-----|----|--------|
| | H26 | | | H27 | | | | | | H28 | H29 | H30 | H31 | | | | | |
| 関係所属名 | 障害福祉政策担当（障害福祉課、北部・南部保健福祉センター障害者支援課）、福祉課、スポーツ振興課、中央公民館、ファシリテスマネジメント推進担当、公共施設担当 | | | | | 尼崎市障害者（児）スポーツ大会の参加者数 | | H25 | 1,237 | 人 | 1,500 | 1,261 | 1,195 | 1,168 | 1,194 | ** | ** | -16.3% |

施策の方向性 (2) 社会参加活動等

1 施策の進捗状況 (Plan・Do)

| 取組項目 | 活動概要 |
|--------------|--|
| 施設の整備・改善 | ・公共施設の整備・改善については、「尼崎市公共施設マネジメント基本方針」において、その性能、用途に応じて必要な機能や規模、それに基づく適正な施設寿命等を十分に精査するとともに、長期的な市民ニーズの変化に柔軟に対応できるように検討を進めており、平成29年度については、「第1次尼崎市公共施設マネジメント計画（方針1：圧縮と再編の取組）」及び「尼崎市公共施設マネジメント計画（方針2：予防保全による長寿命化の取組）」を策定している。 |
| 社会参加・交流活動の推進 | ・障害のある人となない人が教養・生活文化・レクリエーション等の学習の場で交流する機会を創出するとともに障害のある人の生きがいの醸成と社会参加を促進するため、中央（肢体障害）、大庄（聴覚・言語障害）、立花（視覚障害）の各地区公民館において「ふれあい学級」を実施している。 ・障害のある人やその家族、地域の関係団体等による地域活動を支援する「自発的活動支援事業」については、事業の創設を求める声が多く、また、平成25年度から地域生活支援事業の必須事業となっているため、施策の早期実施に向けて取り組んでいる。 |
| 余暇活動の推進 | ・障害のある人が余暇活動を楽しむことができるよう、身体障害者福祉センターにおいて「創作・教養講座」や「スポーツ・レクリエーション」など各種講座を開催しており、平成29年度は271講座を開催し、7,108人の利用があった。開催に当たっては、利用状況やアンケートによる利用ニーズ等を考慮した上で内容等を設定しており、平成29年度は「ミュージックセラピー」や「アロマセラピー」、「笑いヨガ」の体験講座を新たに開設している。 |
| 学習機会の提供 | ・地区公民館等において、手話などのボランティア養成講座を開催し、ボランティアの育成に努めている。 |
| ボランティア活動の支援 | ・市社会福祉協議会が運営するボランティアセンターにおいて、地域活動における新たな担い手の確保について取り組みを進めている。 ・市社会福祉協議会では、手話や点字、朗読ボランティア講座とともに、身近なテーマである子育て支援や、高校生向けのボランティア講座など幅広い市民の関心を醸成するための講座やボランティア同士の交流会の開催に加え、平成29年度から支部ボランティアセンターの機能を強化した、ささえあい地域活動センター「むすぶ」を各支部社協に設置し、各支部社協開催講座の受講者を中心に地域活動への参加希望の登録者を増やし、地域活動へのマッチングを進めている。 |

2 施策の評価 (Check)

| 状況 | 内部評価 | | 外部評価 | |
|----|--|----------------|--|-----------|
| | 内容 | 状況 | 内容 | 状況 |
| | <p>・公共施設の整備・改善にあたっては、今後の取組内容を示した「第1次尼崎市公共施設マネジメント計画（方針1：圧縮と再編の取組）」及び「尼崎市公共施設マネジメント計画（方針2：予防保全による長寿命化の取組）」に基づいて着実に進めていく必要がある。</p> <p>・障害のある人が「ふれあい学級」に参加することによって、学習の場での仲間づくりや生きがいづくりにつながっていると同時に、障害のない人との交流の場を通して相互理解が図られている。</p> <p>・「自発的活動支援事業」については、平成30年度での事業実施に向けて、引き続き、地域における活動状況やニーズの把握、他の活動支援の取組との整理等を進めていく必要がある。</p> <p>・身体障害者福祉センターの各種講座（創作・教養講座、スポーツ・レクリエーション等）については、利用状況やアンケートによる調査結果を考慮した上で開催内容を設定しているため、開催回数には毎年増減がある。また、利用者数については減少傾向にあるため、引き続き、利用ニーズ等の把握を行い、増加に向けた取組を進めていく必要がある。</p> <p>・引き続き、ささえあい地域活動センター「むすぶ」を通じて地域活動への参加希望の登録者を増やし、受講者を実際の活動につなげていく取り組みを進めていく必要がある。</p> | <p>やや遅れている</p> | <p>・身体障害者福祉会館は、公共施設の整備・改善の一環として、移転が検討されているが、利用・管理団体は、現在の場所での耐震化による事業継続を求めている。今後は、利用・管理団体等から聴き取りを行い、障害のある人にとって使いやすい施設や機能について、再検討を行っていく必要がある。</p> <p>・「ふれあい学級」については、今後、参加する障害のない人が一過性の参加とならないよう組織化するなど、参加者の増加方法を検討する必要がある。</p> <p>・身体障害者福祉センターの利用人数は、以前の定員超過の印象や講座開催の広報不足、施設の運用変更等により、減少傾向にあると考えられる。今後は、利用者へのアンケートだけでなく、新たに利用者へのニーズ把握など、利用促進の方法を検討する必要がある。</p> <p>・ボランティアの登録については、関心の高い講座を定期的に開催するなど、満足度を高めて、参加の継続性を維持していくべきである。今後は、ボランティア参加者の満足度の測定や、参加ニーズと受入ニーズのマッチング方法を検討する必要がある。</p> | <p>継続</p> |

3 今後の取組方向 (Act)

| 方向性 | 取組方向 |
|-----|---|
| | <p>・公共施設の整備・改善については、「第1次尼崎市公共施設マネジメント計画（方針1：圧縮と再編の取組）」及び「尼崎市公共施設マネジメント計画（方針2：予防保全による長寿命化の取組）」の内容を具体化する中で検討を進めていく。</p> <p>・障害のある人となない人が教養・生活文化・レクリエーション等の学習の場において交流できる機会を創出していくため、引き続き、「ふれあい学級」を実施していく。</p> <p>・自発的活動支援事業については、地域の活動団体や自立支援協議会の意見等も踏まえながら、効果的な実施手法等を検討し、障害のある人の社会参加や地域の理解促進を図っていく。</p> <p>・身体障害者福祉センターの各種講座については、利用ニーズの把握や開催内容の充実等に努めるとともに、市報等による広報や関係団体への周知を行い、利用者数の増加につなげていく。</p> <p>・引き続き、尼崎市社会福祉協議会への支援を行うほか、新たな地域福祉活動の担い手を育む取組として、「みんなの尼崎大学」と連携し市が市民活動団体と協働して市民の福祉に関する関心、意識を高めるための福祉学習の推進に取組むほか、高校生、大学生が学びを通して、市内の福祉に関する地域課題の解決に向けて市民活動団体と協働する取組みを支援していく。</p> |

| 活動指標名 | 方向 | 基準値 | 実績値 | | | | | | | | |
|--------------------|---|--------------|--------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|----|--|
| | | | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | |
| 1 身体障害者福祉センターの利用者数 | | H25 12,183 人 | 10,396 | 9,078 | 7,878 | 7,108 | ** | ** | ** | ** | |
| 活動状況 | センター実施事業である「創作・教養講座」や「スポーツ・レクリエーション」、「その他社会参加のための派遣事業」の延べ利用者数は減少傾向にあり、平成29年度は7,108人となっている。 | | | | | | | | | | |
| 活動指標名 | 方向 | 基準値 | 実績値 | | | | | | | | |
| 2 ふれあい学級への参加者数 | | H25 296 人 | 269 | 306 | 201 | 188 | ** | ** | ** | ** | |
| 活動状況 | 参加者の固定化を防ぐため、幅広い周知や関係団体との連携に取り組むとともに、学習内容の充実を図るため、阪神南各市との情報共有に努めている。なお、平成29年度も前年度と同様に、「阪神南くすのき学級」は阪神7市1町で、「阪神南青い鳥学級」は阪神南3市の合同で持ち回り実施している。 | | | | | | | | | | |

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（平成29年度）

| 重点課題 | 3 | 共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり | 基本施策 | 7 | 安全・安心 | 施策目標 | | 基準値 | | | 目標値 (H32) | | | 実績値 | | | 達成率 | |
|-------|---|---------------------------|------|-----|-------|----------------------|-----|-----|------|-----|-----------|-----|-----|-----|------|-----|-----|-------|
| | 方向 | | | H26 | | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | | |
| 関係所属名 | 福祉課、高齢介護課、危機管理安全局企画管理課、災害対策課、生活安全課、消防局企画管理課 | | | | | 避難場所を知らない「障害のある人」の割合 | | H25 | 31.9 | % | 16.0 | | | | 24.4 | ** | ** | 47.2% |

施策の方向性 (1) 防災対策

1 施策の進捗状況 (Plan・Do)

| 取組項目 | 活動概要 |
|------------|---|
| 防災対策の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 高齢者や障害のある人等の要配慮者（災害時要援護者）について、災害が発生した際の支援体制の整備を行うため、避難行動要支援者名簿の作成や更新、名簿情報の提供を行うとともに、「尼崎市避難行動要支援者避難支援指針」等を活用した避難支援体制づくりを推進している。 市民や事業者等への防災意識の向上を図るため、数多くの市制出前講座への対応やテーマを絞った防災セミナー等の啓発事業の実施、地域の自主的な防災訓練、マップづくりへの支援に取り組んでいる。また、地域の防災活動時には要配慮者の参加の働きかけに努めるとともに、地域住民への要配慮者支援の体制づくりを促進している。 |
| 避難のための情報伝達 | <ul style="list-style-type: none"> 災害発生時の情報伝達については、テレビ、ラジオのほか、防災行政無線（屋外拡声器、戸別受信機）や尼崎市防災ネット、緊急速報メール、市ホームページ、ソーシャルネットワークサービス（フェイスブック・ツイッター・ライン）等により多層的な情報伝達に取り組んでいる。また、平時から地域住民に対し、避難場所の入り口や経路を示す案内・誘導板を設置することで、避難場所の位置等の周知に取り組み、円滑な避難行動に繋がる手段を整備している。 |
| 避難所の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 「1.17は忘れない」地域防災訓練において避難所開設・運営訓練を実施し、災害時の避難所開設における地域住民と行政の連携を確認するとともに、民間企業との協定締結により、避難者への必要な物資の確保など、避難所の充実を図っている。 また、災害発生時において、通常の避難所生活が困難な者のために開設する福祉避難所について、指定の拡大に向け、福祉避難所として提供可能な施設の調査や協議を行っている。 |
| 関係機関等との連携 | <ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者支援連絡会を平成30年1月に開催。福祉避難所の開設・運営マニュアルの作成等について、意見交換等を行っている。 |
| 緊急通報等の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 一人暮らしの高齢者等の安全確保と不安の解消を図るため、緊急通報システム普及促進事業を実施しており、加入者は平成30年3月末時点で450人となっている。なお、当該システムの利便性を向上するため、従来のアナログ回線に加えて、平成27年度からデジタル回線を導入している。 聴覚障害のある人など、音声会話による緊急通報が困難な人を利用対象とした、火災・救急時の「尼崎市WEB119・FAX119」の利用促進を行っている。 |

2 施策の評価 (Check)

| 状況 | 内部評価 | | 外部評価 | |
|----|---------|---|-------|----|
| | 状況 | 内容 | 状況 | 内容 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 災害時の避難支援等を円滑に実施するため、避難行動要支援者名簿の作成、更新を行い、関係機関や庁内関係部局と名簿を共有するとともに、支援に協力していただける地域への提供を行っている。今後も、引き続き名簿情報の提供を進め、地域の担い手や支援者を確保していく必要がある。 防災マップを作成した地域は年々増加しており、今後も継続して作成の支援を行っていく必要があるとともに、地域の要配慮者の支援体制づくりを推進するため、地域の防災訓練等の実施時には、要配慮者の参加への働きかけに努めていく必要がある。 情報伝達手段については、防災行政無線（屋外拡声器・戸別受信機）の整備のほか、尼崎市防災ネットや緊急速報メール、ソーシャルネットワークサービスなど、多層的な手段を活用してきている。また、平時から地域住民に対し、避難場所の入り口や経路を示す案内・誘導板を設置することで、避難場所の位置等の周知にも取り組んでおり、これらを継続して推進していく必要がある。さらに、国においては、視覚障害のある人の情報保障や社会参加の促進、災害情報への迅速なアクセスを支援するため、「地上デジタル対応ラジオ」の給付を推奨していることから、本市においても、平成29年度より日常生活用具の新たな給付品目として追加していく。 地域住民との避難所開設・運営訓練の実施や民間企業との協定締結による物資の確保、福祉避難所の指定拡大に向けた取組など、避難所の充実を進めており、平成29年度は、市内の特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人と協定を締結し、新たに2施設を福祉避難所に指定したが、引き続き、支援体制の整備に取り組む必要がある。 当事者団体や地域の関係団体等で構成する「災害時要援護者支援連絡会」を開催して、本市の防災の取組等について意見交換や課題解決に向けた検討を行っており、今後も相互の連携を深めていく必要がある。 緊急通報システム普及促進事業については、同様の民間サービスの充実などにより利用拡大は低調であるものの、本市では、単身高齢者世帯が多い状況であることから、今後も緊急時に救急要請ができる本事業の必要性は高く、住み慣れた地域で安心した生活が続けられるよう、引き続き制度の周知を図る必要がある。 「尼崎市WEB119・FAX119」の広報については、市のホームページ等を活用してきており、継続的に取り組む必要がある。 | | |
| | やや遅れている | | 遅れている | |

3 今後の取組方向 (Act)

| 方向性 | 取組方向 | |
|-----|------|---|
| | 方向性 | 内容 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者避難支援指針を活用して、災害時の避難支援等を円滑に実施するため、地域福祉活動の担い手や事業者等を含む支援者（避難支援関係者等）の確保に向けて取組を進めていく。 市民や事業者等への防災意識の向上を図るため、引き続き出前講座への対応や地域での防災活動への支援等に取り組むほか、様々な情報媒体による広報体制を整備していく。 地域の防災マップづくりが全地域で作成されるよう、引き続き支援していくとともに、作成に当たっては、より多くの地域住民の参加を呼び掛けていく。また、地域における防災訓練では、要配慮者や関係団体にも参加してもらい、地域ぐるみの避難行動支援の体制づくりを推進していく。 災害情報の伝達については、テレビ・ラジオのほか、屋外拡声器や戸別受信機といった防災行政無線、市ホームページや尼崎市防災ネット、緊急速報メール、フェイスブック、ツイッター等も活用するなど、文字や音声を複数組み合わせた多層的な情報発信を引き続き行うとともに、平時からの避難場所の周知のため、案内・誘導板の整備に引き続き取り組んでいく。また、日常生活用具の新たな品目である「地上デジタル対応ラジオ」が対象者に給付されるよう、視覚障害の当事者団体を通じて周知を図っていく。 避難所の充実を図るため、引き続き避難所開設・運営訓練の実施や協定締結による物資の確保、福祉避難所の指定拡大など、支援体制の整備等に取り組んでいく。 「災害時要援護者支援連絡会」を引き続き開催して、本市防災の取組等について意見交換や課題解決に向けた検討を行い、関係機関との連携を図っていく。 緊急通報システムについては、引き続き制度の周知に努めるとともに、緊急時の支援体制の充実等についても検討していく。 「尼崎市WEB119・FAX119」の利用促進に向けては、防災や福祉の関係部局との連携を図り、効果的な広報等について検討していく。 |
| | 継続 | |

| 活動指標名 | 方向 | 基準値 | | 実績値 | | | | | | | |
|------------------------|---|-----|------|-----|-----|-----|-----|------|----|----|----|
| | | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | | |
| 1 防災マップの作成地域数 | | H25 | 25 | か所 | 32 | 39 | 45 | 53 | ** | ** | ** |
| 活動状況 | 「地域における防災力向上講座」等においては、まち歩きや防災マップ作成支援などを行っており、その結果、地域での自主的な防災訓練の実施回数や防災マップの作成地域数が年々増加している。 | | | | | | | | | | |
| 活動指標名 | 方向 | 基準値 | | 実績値 | | | | | | | |
| 2 福祉避難所の指定数 | | H25 | 6 | か所 | 6 | 6 | 20 | 22 | ** | ** | ** |
| 活動状況 | 市内の特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人と協定を締結し、福祉避難所の指定数を増やしている。引き続き、福祉避難所の指定拡大に向けて、社会福祉施設等に対して協力を求め、調査・協議を進めている。 | | | | | | | | | | |
| 活動指標名 | 方向 | 基準値 | | 実績値 | | | | | | | |
| 3 避難場所を知らない「障害のある人」の割合 | | H25 | 31.9 | % | | | | 24.4 | ** | ** | ** |
| 活動状況 | 平成26年12月に避難場所等を掲載した「尼崎市防災ブック」を全戸配布するとともに、市ホームページやソーシャルネットワークサービスの活用、市政出前講座等によって広報に努めている。 | | | | | | | | | | |

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（平成29年度）

| 重点課題 | 3 | 共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり | 基本施策 | 7 | 安全・安心 | 施策目標 | 方向 | 基準値 | | | 目標値 (H32) | 実績値 | | | | | 達成率 | |
|-------|---|---------------------------|------|-----|-------|----------------------|----|-----|------|-----|--------------|-----|--|--|------|----|-----|-------|
| | H26 | | | H27 | | | | H28 | H29 | H30 | | H31 | | | | | | |
| 関係所属名 | 福祉課、高齢介護課、危機管理安全局企画管理課、災害対策課、生活安全課、消防局企画管理課 | | | | | 避難場所を知らない「障害のある人」の割合 | | H25 | 31.9 | % | 16.0 | | | | 24.4 | ** | ** | 47.2% |

施策の方向性 (2) 防犯対策、消費者保護

1 施策の進捗状況 (Plan・Do)

| 取組項目 | 活動概要 |
|---------------------|--|
| 防犯対策の推進 | ・市民が安全に安心して暮らすため、街頭犯罪防止事業などの取組を行っている。特に、平成25年度の「ひったくり撲滅宣言」以降、ひったくり発生現場への表示板掲示や防犯講習会、職員による自主防犯パトロール、可動式防犯カメラの設置、地域団体に対する防犯カメラの設置補助のほか、平成29年度には、防犯協定締結、警報機付きロックを装備したダミー自転車を活用した自転車盗難対策の社会実験など新しい取組も行った。平成29年のひったくり認知件数は59件であり、平成28年の42件に比べ増加しているものの、平成24年の258件と比較しても継続して減少傾向を維持している。 |
| 消費者トラブルの防止及び被害からの救済 | ・市民自らが消費生活被害に遭わないよう備えることが大切であることから、悪質な訪問販売や投資商品等による被害を防ぐため、消費生活に関する情報発信や意識啓発を行っている。また、一方で消費生活に係るトラブル等への助言やあっせんなどの相談業務も実施し、早期解決を図っている。 |

2 施策の評価 (Check)

| 状況 | 内部評価 | | 状況 | 外部評価 | |
|------|---|--|------|---|--|
| | 内容 | | | 内容 | |
| 概ね順調 | ・ひったくり発生現場への表示板掲示、自主防犯パトロールをはじめとした、街頭犯罪防止事業などに取り組んできた結果、ひったくりの認知件数は減少傾向にあり、地域における防犯力の向上が図られている。 | | 概ね順調 | ・防犯対策や消費生活相談の取組は、概ね順調に推移している。今後は、それらの実績把握や効果検証を行い、その結果に基づいた対策の推進を検討していく必要がある。 | |
| | ・消費生活に係る啓発については、近年、若年層への消費者教育にも努めている。また、消費生活相談では、助言による自主交渉やあっせんによる解決は高い水準で推移していることから、相談業務等の効果が上がっているものと考えられる。 | | | | |

3 今後の取組方向 (Act)

| 方向性 | 取組方向 内容 |
|-----|--|
| 継続 | ・引き続き、ひったくりの撲滅に重点をおき、防犯カメラと自主防犯パトロール、地域の見守り活動を組み合わせ、効果的・効率的な事業展開を今後も実施していく。また、自転車の盗難対策も継続し、更なる市民の安全で安心な生活を確保するための取り組みを進めていく。 ・新たな詐欺等が多数発生し、その手口も益々巧妙となっているため、引き続き、啓発による防止と消費生活相談による早期解決の両輪で取り組んでいく。 |

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（平成29年度）

| 重点課題 | 3 | 共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり | 基本施策 | 8 | 情報、啓発・差別の解消 | 施策目標 | 方向 | 基準値 | 目標値 (H32) | 実績値 | | | | | | 達成率 | | |
|-------|---|---------------------------|------|---|-------------|--------------|----|-----|-----------|-----|------|-----|-----|-----|------|-----|----|------|
| | H26 | | | | | | | | | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | | | | |
| 関係所属名 | 障害福祉政策担当（障害福祉課、北部・南部保健福祉センター障害者支援課）、疾病対策課、ダイバーシティ推進課、発信・報道担当、中央図書館、議会事務局総務課 | | | | | 障害者差別解消法の認知度 | | H25 | 10.3 | 人 | 32.3 | | | | 11.3 | ** | ** | 4.5% |

施策の方向性 (1) 情報の利用のしやすさ

1 施策の進捗状況 (Plan・Do)

| 取組項目 | 活動概要 |
|-----------|---|
| 情報提供の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス等の内容をまとめた「福祉の手引き」を毎年更新し、市ホームページを活用して広報に努めている。また、「市報あまがさき」の点訳・音訳である「点字あまがさき」「声の広報」や「議会だより」等を発行するとともに、市報においては、障害のある人への「お知らせ欄」にファクス番号を併記するなど、障害のある人に市の施策やまちの情報等の提供を行っている。 ・視覚障害のある人が本に親しみ、生涯学習の一助としてもらうため、点字図書・録音図書の郵送貸出しを行っている。 |
| 意思疎通支援の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人の意思疎通や情報の確保等を支援するため、手話通訳者と要約筆記者の派遣事業を実施しており、平成26年度からは県に委託して、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣も実施している。派遣実績については、平成25年度の956件・81人から平成29年度は1,346件・81人と、利用件数は確実に増加している。また、派遣事業の担い手となる意思疎通支援者数については、平成26年度から実施している盲ろう者向け通訳・介助員を除き、平成26年度の43人から平成29年度は41人とほぼ横ばいの状況が続いているため、平成29年度から手話通訳者養成講座（3講座）を各年度で切れ目なく受講できるよう事業を拡充して、支援者数の増に向けた取組を進めている。 ・障害者基本法において、障害のある人に対する情報提供や意思疎通支援の充実が掲げられていることや、「手話の普及等を目的とする条例（手話言語条例）」の制定を進める機運が全国的に高まっていることから、本市では、平成28年度から「尼崎市手話言語条例検討協議会」において、聴覚障害の当事者や意思疎通支援者等と協議・検討を重ね、平成29年12月に「尼崎市手話言語条例」を制定・施行しており、あわせて条例の啓発リーフレットも作成している。 |
| 講座の開催 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人が多様な手段を活用して情報を利用できるよう、身体障害者福祉センターにおいて各種講座を開催している。開催に当たっては、利用状況やアンケートによる利用ニーズ等を考慮した上で内容等を設定しており、平成29年度は従来からの「手話・言語訓練、パソコン講座」等について、延べ22講座を開催している。 |

2 施策の評価 (Check)

| 状況 | 内部評価 | | 状況 | 外部評価 | |
|------|---|----|-------|---|----|
| | 内容 | 内容 | | 内容 | 内容 |
| 概ね順調 | <ul style="list-style-type: none"> ・福祉の手引き（心身障害者児用、精神保健用）については、福祉と保健の窓口を設置するとともに、市のホームページにおいてリンク付けをするなど、利便性の向上を図っている。また、市報については、視覚障害のある人への対応として、点訳版と音声版（CD版、デジ版）を発行しているほか、聴覚障害のある人を対象とした記事についてはファクス番号を併記するなど一定の対応に努めている。 ・視覚障害者への点字・録音図書の郵送貸出しについては、これまでも実績があり、障害者の読書活動支援に大きな役割を果たしている。 ・意思疎通支援者の派遣事業については、対象となる外出先を公的機関や医療機関等に限定していることから、社会参加活動等に係る外出も派遣対象となるよう拡充が求められている。一方で、近年の利用実績は増加傾向にあり、利用ニーズも高まっているため、支援者の確保に向けて、平成29年度から手話通訳者養成講座の受講機会を拡大しているが、未だ修了者数の増加には至っておらず、また、派遣事業の支援登録者数も横ばいの状況が続いているため、引き続き、支援者の増加に向けた取組が必要となっている。 ・手話言語条例については平成29年度に制定・施行したところであるため、「尼崎市手話言語条例推進協議会」を設置し、今後、当該条例に掲げる手話やろう者への理解、手話の普及等に向けた取組を進めるとともに、その他のコミュニケーション支援についても検討していく必要がある。 ・身体障害者福祉センターの各種講座（手話・言語訓練、パソコン講座など）については、利用状況やアンケートによる調査結果を考慮した上で開催内容の設定をしているため、開催回数には毎年増減がある。引き続き、利用ニーズ等の把握を行っていく必要がある。 | | 遅れている | <ul style="list-style-type: none"> ・「尼崎市民べり帳」など市の広報物において、案内などにファクス番号が掲載されていないところがある。今後は、すべてにファクス番号を掲載する必要がある。 ・意思疎通支援者の派遣実績は順調に推移している。今後は、「手話言語条例」の制定により、手話話者の言語権を保障していくことが重要である。また、それらを踏まえて、その他のコミュニケーションの多様性を保障していく条例の制定や施策の展開も視野に入れる必要がある。なお、知的障害や発達障害のある人等に対するコミュニケーションツールとして、絵カードやモバイル機器等を活用することも効果的である。 | |

3 今後の取組方向 (Act)

| 方向性 | 取組方向 |
|-----|--|
| 重点化 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人への情報提供にあたっては、できる限り障害特性に配慮したものになるよう、引き続き、利便性の向上に努めていく。 ・引き続き、ボランティアグループとの協働により、障害のある人のニーズに応えた点字・録音図書の取組を行っていく。 ・意思疎通支援事業について、派遣事業は潜在的な利用ニーズが高く、加えて対象とする派遣理由の拡充を求める声が多いことから、引き続き、事業の拡充に向けて検討していく。また、意思疎通支援者の確保に向けては、引き続き、各養成講座を実施するほか、手話通訳養成講座に「通訳」を新たに開講し、通訳者のレベルアップや実践力の向上を図るとともに、コーディネート機能の向上にも取り組んでいく。 ・「尼崎市手話言語条例」に掲げる手話の理解や普及等に向けては、啓発用のパンフレット等を作成・配布するほか、市民等向けの簡単な手話講習会を開催するとともに手話を使用した市政情報の発信等について、「尼崎市手話言語条例推進協議会」にて協議を行い、新たな方策等を検討していく。また、障害特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に向けても検討していく。 ・身体障害者福祉センターの各種講座については、利用ニーズの把握を行い、開催内容の充実等に努めるとともに、市報等による広報や関係団体への参加依頼を行うことで、利用者数の増加につなげていく。 |

| 活動指標名 | 方向 | 基準値 | 実績値 | | | | | | | | |
|-------|---------------|---|-------|-----|-------|-------|-------|-------|-----|----|----|
| | | | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | |
| 1 | 意思疎通支援事業の利用者数 | H25 | 81 | 人 | 80 | 81 | 89 | 81 | ** | ** | ** |
| | 活動状況 | 意思疎通支援者の派遣事業については、平成29年度の利用者数は81人となっており、ほぼ横ばいとなっている。 | | | | | | | | | |
| 活動指標名 | 方向 | 基準値 | 実績値 | | | | | | | | |
| 2 | 点字・録音図書の利用者数 | H25 | 6,978 | 人 | 6,002 | 5,714 | 5,666 | 5,331 | ** | ** | ** |
| | 活動状況 | これまで頻繁に利用されていた方が減った影響はあったものの、依然として点字・録音図書の郵送貸出しのニーズは高いため、ボランティアグループとの協働によって取り組んでいる。 | | | | | | | | | |

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（平成29年度）

| 重点課題 | 3 | 共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり | 基本施策 | 8 | 情報、啓発・差別の解消 | 施策目標 | 方向 | 基準値 | 目標値 (H32) | 実績値 | | | | | | 達成率 | | |
|-------|---|---------------------------|------|-----|-------------|--------------|----|-----|-----------|-----|------|-----|-----|--|------|-----|----|------|
| | H26 | | | H27 | | | | | | H28 | H29 | H30 | H31 | | | | | |
| 関係所属名 | 障害福祉政策担当（障害福祉課、北部・南部保健福祉センター障害者支援課）、疾病対策課、ダイバーシティ推進課、発信・報道担当、中央図書館、議会事務局総務課 | | | | | 障害者差別解消法の認知度 | | H25 | 10.3 | 人 | 32.3 | | | | 11.3 | ** | ** | 4.5% |

施策の方向性 (2) 理解・啓発活動及び差別解消

1 施策の進捗状況 (Plan・Do)

| 取組項目 | 活動概要 |
|-------------|--|
| 理解の促進・啓発 | <ul style="list-style-type: none"> 障害や障害のある人に対する理解の促進を図るため、理解促進研修・啓発事業として、地域交流の場となる「市民福祉のつどい」を毎年開催しており、平成29年度からは「提案型事業委託制度」によりイベントの活性化を図っている。障害福祉関係の施設だけでなく一般店舗も参加したことや、ソーシャルネットワーキングサービスを活用した広報を行ったこと等により、来場者数は大幅に増加し、新たな交流が生まれている。 人権問題を正しく理解し、差別意識や偏見を解消するため、地域総合センターを中心とした人権問題講演会や啓発映画の上映、啓発紙の発行など、各種啓発事業を実施している。 |
| 差別解消への取組の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 障害のある人への人権についての理解や差別事象の解消を促進するため、ハートフルシネマ「人権問題市民啓発映画会」、「相談事業」を実施するとともに、地域総合センターにおいて「手話教室」を実施するなど、障害のある方と触れ合う機会を設けている。 障害者差別解消法の趣旨や重要性等に対する意識の醸成を図るため、市の新任課長や新採職員を対象とした「職員対応要領」等の研修や阪神福祉事業団の新規採用職員を対象とした研修を開催するほか、地域の関係者を対象とした「市政出前講座」も実施して、啓発活動に取り組んでいる。 障害者差別に関する相談窓口や関係機関等のネットワークを構成していくため、「障害者差別解消支援地域協議会」を開催して、地域の関係機関等と協議を進めるとともに、啓発用リーフレットの改定を行った。 |

2 施策の評価 (Check)

| 状況 | 内部評価 | | 状況 | 外部評価 | |
|------|---|--|------|--|----|
| | 内容 | 内容 | | 内容 | 内容 |
| 概ね順調 | <ul style="list-style-type: none"> 「市民福祉のつどい」については、「提案型事業委託制度」を活用することでイベントの活性化を図っているが、初めての試みであったことから、事業運営や会場レイアウト等に課題が出ているため、改善に向けて取り組む必要がある。 人権啓発については、これまで人権侵害の防止と被害者支援の取組を進めてきており、身近なところで人権問題が発生していると感じる市民の割合は増加する結果となっている。そのため、ハートフルシネマ「人権問題市民啓発映画会」や「相談事業」のほか、地域総合センターにおいて「手話教室」を実施することで、障害のある方と触れ合う機会を設けてきている。今後も差別意識や差別事象の解消を促進するため、継続的に各種事業に取り組む必要がある。 人権侵害の被害者が身近に相談でき、適切で効果的な支援が受けられるよう、差別解消に関する情報の提供や相談員の養成、地域の関係機関によるネットワークの構築など、支援体制の構築について検討していく必要がある。 障害者差別解消法に基づく「職員対応要領」が、全ての市職員の内部的規範となるよう、引き続き、研修の機会等を設けて周知を図る必要がある。 障害者差別に関する事例の共有や解消に向けた取組を行うため、「尼崎市障害者差別解消支援地域協議会」を定期的に開催していく必要がある。また、「障害者差別解消法の認知度」が依然として低いことから、引き続き、地域への啓発等に取り組む必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> 「市民福祉のつどい」など啓発事業の開催頻度は高いとは言えない。今後は、地域総合センターで継続的に啓発講座を開催するなど、事業の開催頻度を高くし、参加者による効果測定等について検討していく必要がある。また、啓発事業の効果をより高めていくため、子どもを対象とするものや障害のある人が当事者としての思いを直接伝えていくものを実施していく必要がある。 平成28年度に設置した「障害者差別解消支援地域協議会」において、障害者差別の事例等について、定期的に専門家や関係機関等が検証し、解消に向けた取組を実施するとともに、地域住民や関係機関への啓発等を検討していく必要がある。 | 概ね順調 | <ul style="list-style-type: none"> 「市民福祉のつどい」については、委託事業者や従前の実行委員会、市民等との協働により取組の改善に努めるとともに、引き続き、効果的な周知・啓発を行うことで、より良いイベントとしていく。 人権啓発推進体制の整備について検討するとともに、市民意識の醸成を一層推進させていくため、人権教育や啓発に関する取組を継続していく。 人権侵害の被害者がいつでも相談できるよう、法務局尼崎支局や尼崎人権擁護委員協議会、尼崎人権啓発協会など関係機関等と連携し、相談体制の充実を図っていく。 「職員対応要領」や障害の理解につながる研修を市の新任課長や新採職員を対象とした研修メニューに位置付け、定期的に開催していく。 「尼崎市障害者差別解消支援地域協議会」を開催し、地域の関係機関によるネットワークの構築を図るとともに、差別事例の共有やその解消に向けた取組について協議していく。また、地域への啓発を進めていくため、効果的なリーフレットの活用方法等についても検討していく。 | 継続 |

| 活動指標名 | 方向 | 基準値 | 実績値 | | | | | | | | |
|-----------------------|--|------------|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|----|--|
| | | | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | |
| 1 障害をテーマとした啓発事業等の開催回数 | | H25 4 回 | 6 | 7 | 18 | 13 | ** | ** | ** | ** | |
| 活動状況 | 平成29年度（見込）は、ハートフルシネマ「人権問題市民啓発映画会」の他、「じんけんスタディツアー」や地域総合センターにおいて「手話教室」など、計13回の啓発事業を開催している。 | | | | | | | | | | |
| 活動指標名 | 方向 | 基準値 | 実績値 | | | | | | | | |
| 2 障害者差別解消法の認知度 | | H25 10.3 % | | | | 11.3 | ** | ** | ** | ** | |
| 活動状況 | 障害者差別解消法の啓発については、国のパンフレットや市が作成した啓発用リーフレットを配布するほか、ホームページでの広報等により、周知に努めている。 | | | | | | | | | | |

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（平成29年度）

| 重点課題 | 3 | 共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり | 基本施策 | 9 | 権利擁護、行政サービス等における配慮 | 施策目標 | 方向 | 基準値 | | | 目標値 (H32) | 実績値 | | | | | 達成率 | |
|-------|---|---|------|---|--------------------|--------------|----|-----|------|-----|-----------|-----|-----|-----|------|----|-----|--------|
| | | | | | | | | H26 | H27 | H28 | | H29 | H30 | H31 | | | | |
| 関係所属名 | | 障害福祉政策担当（障害福祉課、北部・南部保健福祉センター障害者支援課）、北部・南部保健福祉センター福祉相談支援課、人事課（人材育成担当）、選挙管理委員会事務局 | | | | 障害者虐待防止法の認知度 | | H25 | 16.9 | % | 45.2 | | | | 12.8 | ** | ** | -14.5% |

施策の方向性 (1) 権利擁護

1 施策の進捗状況 (Plan・Do)

| 取組項目 | 活動概要 |
|----------------------|--|
| 成年後見制度の利用等による権利擁護の推進 | ・権利擁護に関して福祉の中核となるセンター機能の必要性が高まっているため、「権利擁護ネットワーク構築事業」や「市民後見推進事業」を先行して実施し、権利擁護に関する専門職との連携や課題検討を進めるとともに、市と社会福祉協議会の連携・協力のもと、地域の人材を市民後見人として育成し、弁護士など専門職がバックアップする中で活動を進めてきた。平成26年度にはこれらの事業を統合して「尼崎市成年後見等支援センター」を設置している。また、平成30年1月の「保健福祉センター」の開設にあわせて、成年後見等支援センターを南北2か所に増設し、相談体制を強化しており、相談の受付や方針の検討、後見の申立・監督、市民後見人の養成等について一体的な支援を行っている。 |
| 障害者虐待防止への取組 | ・平成24年10月に施行された障害者虐待防止法に対応するため、障害福祉課をはじめ庁内関係課の連携のもと、障害者虐待に係る通報や届出を受けるとともに、委託相談支援事業所の協力により、随時必要な支援を行ってきており、平成25年度からは、被虐待者の生命や身体に危険が及ぶ場合、一時的に保護する場所を確保している。なお、平成30年1月の「保健福祉センター（障害者支援課）」の開設にあわせて「障害者虐待防止センター」を標榜するとともに、夜間・休日の虐待通報に係る電話受付業務を民間会社に委託することで、常時の通報受付体制（24時間対応）を確保し、通報・相談者等からの聞き取りや担当職員への報告・引き継ぎなど支援体制の充実を図っている。なお、平成29年度の通報・相談件数は21件となっている。 |

2 施策の評価 (Check)

| 状況 | 内部評価 | | 外部評価 | |
|------|---|----|---|-------|
| | 内容 | 状況 | 内容 | 状況 |
| 概ね順調 | ・成年後見制度の利用支援については、相談対応など支援の機会が概ね増加傾向にある。また、当該制度については、潜在的なニーズがあるものと考えられるため、相談支援事業所など関係機関との一層の情報共有が必要である。 | | ・意思決定が困難な人への支援の必要性が高まっていくことが予測される。今後は、対応する人材の育成を含む早期の体制強化に取り組んでいく必要がある。また、「尼崎市成年後見等支援センター」や福祉サービス利用援助事業のケースの分析を行い、課題の抽出や対応を検討する必要がある。 | 遅れている |
| | ・障害者虐待への対策については、被虐待者への適切な支援に加え、虐待者が虐待を行わなくなるような支援等も必要であり、より高度な知識と専門性・即応性が求められるため、専門的な知識を有する職員の確保と育成が必要となっている。また、障害者虐待防止法の制度内容や虐待通報先を記載したパンフレット等を作成・配布して周知に努めているが、その認知度は依然として低い状況が続いているため、一層の周知に取り組む必要がある。 | | ・障害者虐待に関する通報や相談については、今後、対応したケースの分析を行い、課題の抽出や対応を検討するとともに、虐待防止に向けた一層の啓発活動や再発予防の取組について検討していく必要がある。 | |

3 今後の取組方向 (Act)

| 取組方向 | |
|------|---|
| 方向性 | 内容 |
| 継続 | ・成年後見制度については、「尼崎市成年後見等支援センター」において、引き続き、市民後見人の養成や活動支援、制度の普及・啓発等に一体的に取り組むとともに、相談支援事業所等との連携を密にして、制度を必要とする人の支援につなげていく。また、意思決定支援など成年後見制度の運用に係る枠組みの変化等にも注視しつつ、センターの今後の支援のあり方を検討していく。 |
| | ・障害者虐待防止対策については、「障害者虐待防止センター（障害者支援課）」において、引き続き、専門性や即応性を有する人材の確保や育成に努めるとともに、夜間・休日の場合であっても緊急対応が円滑に行えるよう、支援機関との連携強化に取り組んでいく。また、ホームページやパンフレット等により、当該センターや緊急通報先の一層の周知を図るとともに、虐待防止の意識の醸成に努めていく。 |

| 活動指標名 | 方向 | 基準値 | | 実績値 | | | | | | | |
|---------------------|--|-----|------|-----|-----|-----|-----|------|----|----|----|
| | | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | | |
| 1 成年後見制度利用支援事業の利用件数 | | H25 | 11 | 件 | 15 | 15 | 15 | 36 | ** | ** | ** |
| 活動状況 | 制度が必要な障害のある人は、相談支援を通じて発見することが多いため、関係機関との連携に取り組んでいる。なお、平成29年度の事業の利用件数は、報酬助成の増加等により、36件となっている。 | | | | | | | | | | |
| 活動指標名 | 方向 | 基準値 | | 実績値 | | | | | | | |
| 2 成年後見制度の認知度 | | H25 | 21.7 | % | | | | 22.4 | ** | ** | ** |
| 活動状況 | 当該制度の周知のため、制度内容に関するパンフレットを配布し、民生委員や当事者団体、市民グループなどを対象に「成年後見等支援センター」による研修を行うなど周知に努めている。 | | | | | | | | | | |
| 活動指標名 | 方向 | 基準値 | | 実績値 | | | | | | | |
| 3 障害者虐待防止法の認知度 | | H25 | 16.9 | % | | | | 12.8 | ** | ** | ** |
| 活動状況 | 障害者虐待防止法の制度内容や虐待通報先を記載したパンフレット等を作成・配布し、周知に努めているが、平成29年度に実施したアンケート調査の結果をみると、認知度は減少傾向にある。 | | | | | | | | | | |

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（平成29年度）

| 重点課題 | 3 | 共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり | 基本施策 | 9 | 権利擁護、行政サービス等における配慮 | 施策目標 | | 基準値 | | | 実績値 | | | | | 達成率 | | |
|-------|---|---------------------------|------|---|--------------------|--------------|-----|-----|------|-----|------|-----|--|--|------|-----|----|--------|
| | 方向 | | | | | | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | | | | | | |
| 関係所属名 | 障害福祉政策担当（障害福祉課、北部・南部保健福祉センター障害者支援課）、北部・南部保健福祉センター福祉相談支援課、人事課（人材育成担当）、選挙管理委員会事務局 | | | | | 障害者虐待防止法の認知度 | 方向 | H25 | 16.9 | % | 45.2 | | | | 12.8 | ** | ** | -14.5% |

施策の方向性 (2) 行政サービス等における配慮

1 施策の進捗状況 (Plan・Do)

| 取組項目 | 活動概要 |
|------------|---|
| 市職員等の理解と配慮 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消法の趣旨や重要性等に対する意識の醸成を図るため、市の新任課長や新採職員を対象とした「職員対応要領」の研修を開催している。また、市職員の理解促進や必要な配慮に対する取組として、希望者を対象とした「手話」の研修も開催している。なお、研修の受講者を募集する際には、情報保障の必要性を確認し、参加者への配慮も行っている。 ・障害者差別解消法や改正障害者雇用促進法の施行に伴い、聴覚障害のある市職員の職域における情報保障の拡大促進のため、平成28年7月から職員向け手話通訳者を配置している。また、聴覚障害のある人等の意思疎通に配慮した窓口の環境整備に向けては、南北の保健福祉センターに手話通訳者を配置するとともに、両センターや各支所にタブレット端末等を設置し、窓口に来られた聴覚障害のある人等と市役所にいる手話通訳者をビデオ通話で繋ぐなど、現地に手話通訳者が不在でも、手話通訳による意思疎通ができるよう環境を整備している。 |
| 選挙に関する配慮 | <p>障害特性に応じて、選挙のお知らせの点字版や音声版を配布し、候補者情報の提供を行っている。また投票所では段差にスロープや補助員等を配置し障害のある方でも投票しやすい環境づくりに取り組んでいる。</p> |

2 施策の評価 (Check)

| 内部評価 | | 外部評価 | |
|------|--|------|---|
| 状況 | 内容 | 状況 | 内容 |
| 概ね順調 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消法に基づく「職員対応要領」が、全ての市職員の内部的規範となるよう、引き続き、研修の機会等を設けて周知を図る必要がある。また、市職員を対象とした手話に関する研修の開催については、「尼崎市手話言語条例」の趣旨に則り、市職員の意識啓発や理解促進を図ることとあわせて、今後、窓口対応等にも役立てることができるよう、定期的に開催していく必要がある。 ・聴覚障害のある市職員のもとへ手話通訳者を派遣することで、日常業務や研修における情報保障の充実が図られつつある。また、南北保健福祉センターへの手話通訳者の配置や両センターと支所等へのタブレット端末等の設置については、より効果的な運用について検討していく必要がある。 ・聴覚障害のある人への情報保障として、市主催の講演会等であらかじめ希望等がある場合は、各所属において手話通訳者や要約筆記者を配置するなど合理的配慮を行っているが、急遽必要となった場合は対応できない事例もあるため、市としてより一層の合理的配慮に努めていく必要がある。 ・選挙に関する配慮については、障害特性に応じた選挙のお知らせの配布や投票所にスロープを設置するなどして一定の取組を進めている。 | 概ね順調 | <ul style="list-style-type: none"> ・市役所の窓口において、「一緒に次の窓口に行ってくれた。」等の配慮事例が増えてきている。平成28年4月に施行した障害者差別解消法に向けた取組が行えるよう、市職員に対する服務規程の整備や紛争解決の手段を講じる必要がある。なお、その際は、具体的な事例を挙げた分かり易いものにするともに、市民に広く周知していく必要がある。また、委託業務の受託者についても、市役所の職員と同様に合理的配慮を意図するよう研修等を実施していく必要がある。 ・市役所の職員も手話に対する関心が出てきている。今後は、「手話言語条例」を制定して、「手話研修」の充実を図り、希望者のみならず、全職員を対象とした研修を実施する必要がある。 ・障害特性に応じた配慮や対応があれば投票が可能な人もいるため、各投票所の体制整備や市民に対する周知を図る必要がある。 |

3 今後の取組方向 (Act)

| 取組方向 | |
|------|---|
| 方向性 | 内容 |
| 継続 | <ul style="list-style-type: none"> ・「職員対応要領」や「手話」など障害の理解につながる研修を市の新任課長や新採職員を対象とした研修メニューに位置付け、定期的開催していく。 ・意思疎通に配慮した窓口の環境整備に向けては、引き続き、南北保健福祉センターに配置した手話通訳者や両センターと支所等に設置したタブレット端末等の効果的な運用について検討していく。また、聴覚障害のある人への情報保障の一環として、市主催の講演会等で急遽、手話通訳者や要約筆記が必要となった場合でも配置ができるよう、合理的配慮の対応を進めていく。 ・障害特性に応じた選挙情報の提供や必要な配慮等について選挙事務に従事する職員への説明会を行うなど、引き続き、投票環境等の向上に努めていく。 |